

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	介護保険関係事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年1月17日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関係事務		
②事務の内容 ※	<p>・徳島市では、介護保険法の規定に基づき保険給付に関しては、被保険者の資格管理、保険料賦課・収納、給付管理、要介護(要支援)認定を行い、地域支援事業に関しては資格管理及び給付管理を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、介護保険法及び徳島市介護保険条例並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき次の事務に使用する。</p> <p>1. 資格管理事務 ①住民票情報から被保険者の資格取得、喪失、変更を決定する。 ②被保険者証および受給資格証明書等の交付を行う。</p> <p>2. 保険料賦課・収納事務 ①地方税関係情報、生活保護関連情報、住民票情報から保険料率を決定する。 ②年金給付関係情報、住民票情報から特別徴収情報を決定する。 ③普通徴収・特別徴収の入金を収納する。 ④地方税関係情報、住民票情報より減免申請内容を確認し、減免後の保険料を決定する。 ⑤住民票情報から保険料の督促、催告、還付等各種通知先を確認している。 ⑥保険料の収納事務を行い、滞納者については給付制限を決定している。</p> <p>3. 給付管理事務 ①徳島県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)と被保険者情報の授受を行い、給付実績受領および高額サービス費等の支給決定をする。 ②災害等による利用者負担額減額・免除を決定する。 ③地方税関係情報、住民票情報より負担限度額(特定入所者介護サービス費)認定に係る承認等を決定する。 ④申請に基づく福祉用具貸与および住宅改修費支給を決定する。 ⑤他の法令による給付サービスとの調整を行う。</p> <p>4. 要介護(要支援)認定事務 ①要介護(要支援)の新規認定申請・更新認定申請・区分変更認定申請の受理から結果の通知までの進捗を管理している。 ②各申請時における2号被保険者の医療被保険者証の確認(提示)をしている。 ③住所移転後の要介護(要支援)認定の要件確認(受給資格証明書確認)をしている。(認定引き継ぎ)</p> <p>5. 地域支援事業事務 ①被保険者に対する基本チェックリストによる介護予防対象者の資格管理を行う。 ②被保険者の地域支援事業の利用申請の受理、支給決定を行う。</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理を行う。</p> <p>※当市では、「3-①の授受について」について、国保連合会に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>		
③対象人数	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	介護保険システム								
②システムの機能	<p>介護保険制度にかかる以下の事務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格 被保険者の資格の情報を管理する。 2. 賦課 65歳以上(第1号被保険者)に保険料を賦課し、その金額等を管理する。 3. 収納 賦課した保険料の収納を管理する。 4. 認定 要介護・要支援認定の申請および決定情報を管理する。 5. 給付 受給者台帳の管理および保険給付の管理をする。 6. 関連システム連携機能 番号連携システムに必要な介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下、介護保険給付等関係情報)を連携する。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] その他 (社会保障関係システム、番号連携システム)</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 (社会保障関係システム、番号連携システム)	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 (社会保障関係システム、番号連携システム)									

システム2～5

システム2

①システムの名称	共通基盤システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. データ連携基盤機能 他業務システムとの連携(各種変換、制御)を行う。 2. 統合窓口照会機能 住民票履歴や所得情報など、他業務の総合情報の照会を行う。 3. 宛名管理機能 住民および住民登録外者を含む個人ごとの宛名管理を行う。 <p>(注)介護保険関係事務の特定個人情報に関する機能のみ記載</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] その他 (社会保障関係システム)</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 (社会保障関係システム)	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 (社会保障関係システム)									

システム3	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能</p> <p>①住民記録システムが保有する宛名情報を、番号連携サーバーの宛名データベース(以下「宛名DB」という。)にセットアップする。</p> <p>②住民記録システムの異動処理に伴い宛名情報を受信し、番号連携サーバーの宛名DBに更新する。</p> <p>③個人番号により同一人を判定し、統合宛名番号を採番し管理する。</p> <p>④宛名情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。</p> <p>2. 情報照会機能</p> <p>①各業務システムが保有する各業務情報を、番号連携サーバーの業務データベース(以下「業務DB」という。)にセットアップし、中間サーバーシステムに連携する。</p> <p>②各業務システムの異動処理に伴い各業務情報を受信し、番号連携サーバーの業務DBに更新し、中間サーバーシステムに連携する。</p> <p>③各業務情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。</p> <p>3. 情報提供機能</p> <p>①(内部)個人番号で対象者を検索し、中間サーバーシステム経由で情報提供依頼を行い、オンライン表示を行う。</p> <p>②情報照会対象者情報を中間サーバーシステムに要求し、照会結果の一括ファイルを作成する。</p> <p>4. 符号取得要求機能</p> <p>①符号取得を中間サーバーシステムに要求及び受信し、符号要求データを住基ネットGWサーバーに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (社会保障関係システム、中間サーバーシステム)</p>

システム4	
①システムの名称	中間サーバーシステム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、徳島市で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保有・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと番号連携サーバーとの間で情報照会内容・情報提供内容・特定個人情報(連携対象)・符号取得のための情報等について連携を行う。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保有・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 情報提供電文の暗号化及び復号処理、それらに伴う鍵管理を行う。また、照会許可照合リスト情報を情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から取得し、番号連携サーバーに対し配布及び配布管理を行う。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状態管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (番号連携システム)
システム5	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本人確認機能 窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面に表示する。 2. 本人確認情報検索機能 窓口等において、端末に入力された4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組合せをキーにして本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報一覧を画面表示する。 3. 市外転出者確認機能 介護保険被保険者のうち市外転出者の4情報又は個人番号をもとに本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面に表示する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	介護保険認定事務システム(下記注, 参考として掲載)
②システムの機能	<p>1. 介護認定審査会において使用する認定審査会資料(被保険者の認定情報・特記事項・主治医意見書)の作成を行う。</p> <p>2. 厚生労働省により配布されている認定一次判定ソフトの結果と様式イメージから情報を取り込み、要介護認定事務に必要な情報の管理を行う。</p> <p>(注)業務およびシステム上で特定個人情報を取り扱う予定はない。事務内容補完のために掲載。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (社会保障関係システム)</p>
システム7	
①システムの名称	国保連合会伝送通信ソフト(都道府県・市町村版)
②システムの機能	<p>1. 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。</p> <p>2. 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票 データを暗号化し、国保連合会へ送信する。</p> <p>※ 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、暗号化した電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (介護保険システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険給付等関係情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	介護保険関係事務に関する記録を管理することで、市民に対して正確にサービス提供・運営することが可能である。
②実現が期待されるメリット	1. 正確かつ統一的な台帳管理により、行政事務の効率化が期待できる。 2. 本人確認情報を利用することにより、これまで窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(税・所得証明、医療保険証等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。 また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の100項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 別紙のとおり、及び番号法第19条第9号
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
8. 他の評価実施機関	

(別紙)法令上の根拠

番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
二	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第四条で定めるもの
			健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第四条で定めるもの
三	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの
			健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第五条で定めるもの
六	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第八条で定めるもの
七	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
十一	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第十三条で定めるもの
十五	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第十七条で定めるもの

四十二	都道府県知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第四十四条で定めるもの
五十六	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第五十八条で定めるもの
六十五	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの
六十九	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの
八十	市町村長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第八十二条で定めるもの
八十三	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの
八十六	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
八十七	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
百十五	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第一百七十七条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第一百七十七条で定めるもの
百二十五	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第二百二十七条で定めるもの
百二十八	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第三百三十条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第三百三十条で定めるもの
百三十一	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第三百十三条で定めるもの	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第三百十三条で定めるもの

百三十二	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの
百四十四	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百四十六条で定めるもの
百六十一	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百六十三条で定めるもの

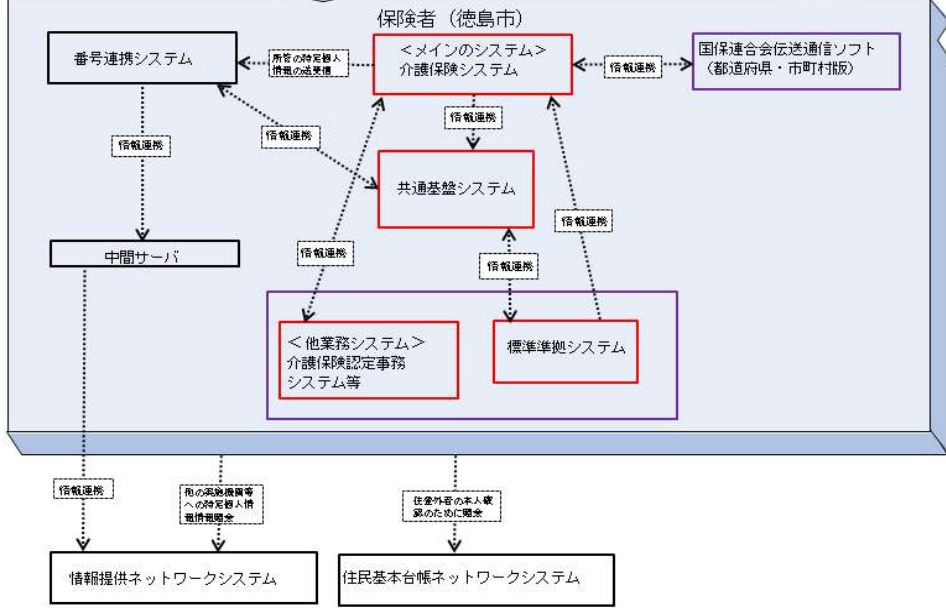
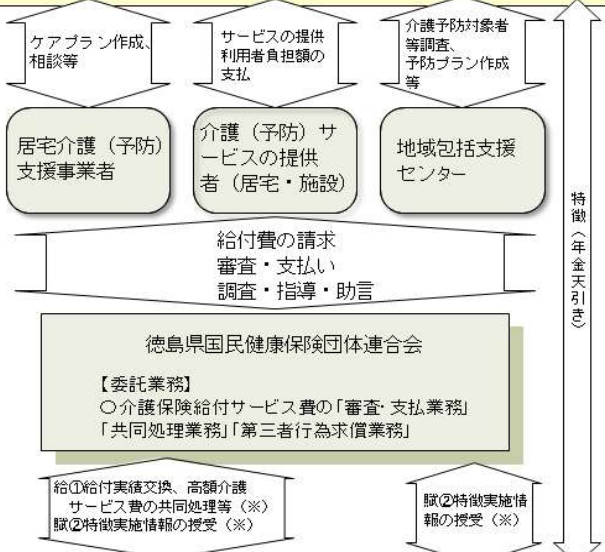
番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報照会の根拠

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
百三十一	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百三十三条で定めるもの
			介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百三十三条で定めるもの
百三十二	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十四条で定めるもの

(別添1) 事務の内容

被保険者
 65歳以上（1号被保険者）
 40-65歳（2号被保険者）

資①住民票情報から被保険者の資格取得、喪失、変更を決定する。
 資②被保険者証および受給資格証明書等の交付を行う。
 賦①地方税関係情報、生活保護関連情報、住民票情報から保険料率を決定する。
 賦②年金給付関係情報、住民票情報から特別徴収情報を決定する。
 賦③普通徴収・特別徴収の入金を取納する。
 賦④地方税関係情報、住民票情報より減免申請内容を確認し、減免後の保険料を決定する。
 賦⑤住民票情報から保険料の督促、催告、還付等各種通知先を確認している。
 給①災害等による利用者負担額減額・免除を決定する。
 給②地方税関係情報、住民票情報より負担限度額（特定入所者介護サービス費）認定に係る承認等を決定する。
 給③申請に基づく福祉用具貸与および住宅改修費支給を決定する。
 給④他の法令による給付サービスとの調整を行う。
 給⑤保険料の取納事務を行い、滞納者については給付制限を決定している。
 認①要介護（支援）の新規認定申請・更新認定申請・区分変更認定申請の受理から結果の通知までの進捗を管理している。
 認②各申請時における2号被保険者の医療被保険者証の確認（提示）をしている。
 認③住所移転後の要介護（要支援）認定の要件確認（受給資格証明書確認）をしている。（認定引き継ぎ）
 地①被保険者に対する基本チェックリストによる介護予防対象者の資格管理を行う。
 地②被保険者の地域支援事業のケアマネジメントの作成、利用申請の受理および支給決定を行う。



賦③特徴保険料の納入（※）

日本年金機構
各種共済組合等

賦②特徴実施情報の授受（※）

特定個人情報
事務の連携

（※）印は個人番号を使用しない従来どおりの情報連携です

(備考)

介護保険制度の資格、賦課・収納、認定、給付、および地域支援事業の概要を上図に示す。なお、図は令和5年12月時点でのイメージであるため、今後の番号法・介護保険事業計画により、改変する場合があります。

※「I 基本情報」-「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の内容」におなじ

1. 資格管理事務(資①②)

- ①住民票情報から被保険者の資格取得、喪失、変更を決定する。
- ②被保険者証および受給資格証明書等の交付を行う。

2. 保険料賦課・収納事務(賦①②③④⑤⑥)

- ①地方税関係情報、生活保護関連情報、住民票情報から保険料率を決定する。
- ②年金給付関係情報、住民票情報から特別徴収情報を決定する。
- ③普通徴収・特別徴収の入金を収納する。
- ④地方税関係情報、住民票情報より減免申請内容を確認し、減免後の保険料を決定する。
- ⑤住民票情報から保険料の督促、催告、還付等各種通知先を確認している。
- ⑥保険料の収納事務を行い、滞納者については給付制限を決定している。

3. 給付管理事務(給①②③④⑤)

- ①国保連合会と被保険者情報の授受を行い、給付実績受領および高額サービス費等の支給決定をする。
- ②災害等による利用者負担額減額・免除を決定する。
- ③地方税関係情報、住民票情報より負担限度額(特定入所者介護サービス費)認定に係る承認等を決定する。
- ④申請に基づく福祉用具貸与および住宅改修費支給を決定する。
- ⑤他の法令による給付サービスとの調整を行う。

4. 要介護(要支援)認定事務(認①②③)

- ①要介護(支援)の新規認定申請・更新認定申請・区分変更認定申請の受理から結果の通知までの進捗を管理している。
- ②各申請時における2号被保険者の医療被保険者証の確認(提示)をしている。
- ③住所移転後の要介護(要支援)認定の要件確認(受給資格証明書確認)をしている。(認定引き継ぎ)

5. 地域支援事業事務(地①②)

- ①被保険者に対する基本チェックリストによる介護予防対象者の資格管理を行う。
- ②被保険者の地域支援事業のケアマネジメントの作成、利用申請の受理および支給決定を行う。

6. 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険給付等関係情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者本人及びその家族並びに他区市町村の被保険者であるが徳島市に住民票の存在するもの。 (転出・死亡等により住民票が削除した者も含む)
その必要性	被保険者証の交付、認定決定、給付サービスの実施および介護保険料の算定、地域支援事業等に不可欠
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (内部機関情報、技術的事項)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有(対象者の個人番号、および被保険者番号) ・4情報、連絡先、その他住民記録関係情報:①本人への連絡等のため、②被保険者および家族の世帯構成を把握し介護保険・地域支援事業を決定するため、③出生・死亡などによる世帯情報の変更による介護保険・地域支援事業の変更等を行うために保有 ・地方税関係情報:介護保険料決定及び収滞納管理を行うために保有 ・医療保険関係情報:2号保険者の資格確認及び高額医療合算等を行うために保有 ・障害者福祉関係情報:被保険者の適用除外の確認等を行うために保有 ・生活保護関係情報:介護保険料決定及び委任払い、および、高額介護限度額、高額介護サービス費および償還払い時の給付管理等を行うために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報:介護保険制度及び地域支援事業の実施に必要な不可欠な情報の保有 ・年金関係情報:介護保険料特別徴収実施時に年金の種別を特定するために保有 ・内部機関情報:統計処理、セキュリティ管理のために保有 ・技術的事項:データの履歴管理、他システム送受信等の管理のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	健康福祉部 高齢介護課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (住民課、健康福祉政策課、市民税課、生活福祉第一課・第二課、保険年金課、障害福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、厚生労働大臣、日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県知事等、他区市町村担当課、後期高齢者広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合等)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③入手の時期・頻度	I.「被保険者資格の管理」(約6,000件、随時、月次) II.「保険料賦課」(約7万件、随時、月次、年次) III.「保険料収納」(〃) IV.「要介護度認定」(約14,000件、随時) V.「給付費の決定及び高額等給付サービス費等の決定」(約15万件、月次) VI.「地域支援事業」(約15,000件、随時、月次、年次) (※年間延べ件数、入手時期)	
④入手に係る妥当性	・申請時に本人又は本人の代理人等からの書面による提供もしくは電子申請による提供をもって、保険資格、保険料賦課・収納、保険給付、認定及び地域支援事業に必要な情報を入手する。 ・本人等の負担の軽減のため、評価実施機関の他部署で既に入手している情報は、可能な限り税務システム、社会保障関係システム、及び庁内連携システム等から入手する。 ・本人等の負担の軽減のため、情報提供ネットワークシステムで入手できる情報は、可能な限り情報ネットワークシステムから入手する。	
⑤本人への明示	各届書への個人番号の記載は、介護保険法施行規則の次の各条項に規定されている。 第23条、第25条、第26条、第27条、第28条の2、第29条、第30条、第31条、第32条、第35条、第40条、第42条、第49条、第54条、第55条の2、第59条、第83条の4、第83条の4の4、第83条の6、第83条の8、第97条の2、第97条の2の2、第110条	
⑥使用目的 ※	被保険者証の交付、認定決定、給付サービスの実施および介護保険料の算定、地域支援事業等	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉部 高齢介護課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>I.「被保険者資格の管理」 ・65歳自然到達時、転入時、2号被保険者のうち介護認定を受ける者の、住民情報より世帯を確認し資格取得決定する。また、住所地特例者、適用除外等施設入所者についての台帳情報も取得する。 ・住民情報より転出、死亡等による被保険者の喪失、および住民票取得・消除、世帯分離・合併等による世帯員の増加減少も保険料決定のために把握する。</p> <p>II.「保険料賦課」 ・被保険者資格の管理で作成した被保険者の世帯構成に対して、市・県民税情報より所得を把握、および生活保護の受給状況を確認し、介護保険料額を決定する。 ・転入者については他の区市町村に所得情報の照会を行う。</p> <p>III.「保険料収納」 ・介護保険料額を調定した者に対して、住民情報の住所に納入通知書を送付する。納入があれば収納消込を行う。もしくは、年金から特別徴収を行う者については特別徴収開始通知書を送付する。 ・納期限を経過した期別介護保険料ごとに住民情報の住所に督促状を送付する。さらに年に数回催告書を送付する。 ・一定期間滞納しているものは、給付制限を実施する。</p> <p>IV.「要介護度認定」 ・認定申請の際に被保険者証を添えて申請する。かわりに認定申請期間中は住民情報の住所に資格者証を送付する。 ・認定結果が決定したら、住民情報の住所に要介護・要支援を記入した被保険者証および認定結果を送付する。</p> <p>V.「給付費の決定及び高額等給付サービス費等の決定」 ・高額介護サービス費の申請より、市・県民税情報を活用して所得確認を行い高額限度額を決定する。還付額が決定したら、住民情報の住所に高額還付通知書を送付する。 ・特定入所者介護サービス費の申請より、市・県民税情報を活用して所得確認を行い負担限度額を決定する。住民情報の住所に負担限度額認定証を送付する。</p> <p>VI.「地域支援事業」 ・要介護・要支援認定を受けていない方に対して基本チェックリストを活用し、介護予防対象であることの把握を行う。 ・地域支援事業の利用申請の受理および支給決定を行う。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>・宛名情報および介護保険情報を突合して、各種通知書を送付する【上記Ⅰ～Ⅵ】 ・世帯構成および市・県民税情報および生活保護関係情報を突合して、保険料額を確認する【上記Ⅱ】 ・給付実績および市・県民税情報を突合して、高額介護サービス費の還付額もしくは特定入所者介護サービス費の負担限度額を決定する【上記Ⅴ】 ・住民票情報および介護保険情報を突合して、介護予防事業の対象者を抽出する。【上記Ⅵ】</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>介護保険事業状況報告等で統計を作成するが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や情報の分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>・介護保険被保険者の資格取得もしくは喪失の決定をする。 ・市・県民税情報および生活保護情報と賦課日時点での世帯構成により介護保険料を決定する。 ・給付実績および市・県民税情報により、高額介護サービス費の還付額もしくは特定入所者介護サービス費の負担限度額を決定する。 ・要介護要支援の認定申請の結果の決定をする。 ・介護予防対象者の決定及び支給の決定をする。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (7) 件
委託事項1	介護保険審査等支払等業務
①委託内容	<p>介護保険給付サービス費の「審査支払業務」「共同処理業務」「第三者求償事務」</p> <p>※特定個人情報は「共同処理業務」についてのみ使用する。 介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費について、当市は国保連合会に対して、個人番号を利用した被保険者向け勧奨通知作成の事務を委託する。</p> <p>また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第76条の2に基づき支給する高額障害福祉サービス等給付費について、当市は国保連合会に対して、個人番号を利用した障害者総合支援法にもとづくサービス受給者に係る介護保険利用者負担額の情報提供事務を委託する。</p> <p>なお、当該委託業務において個人番号を利用することは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」第50条第1項第3号において、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務と整理され、第60条第7号において自立支援給付の支給に関する事務と整理されているため妥当である。</p>
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	徳島市の介護保険制度の資格者および過去の記録 ※特定個人情報としての使用範囲は以下のとおり ・受給権者:介護保険法第51条の2に定める要介護被保険者及び同法第61条の2に定める居宅要支援被保険者、障害者総合支援法第76条の2に定める支給決定障害者のうち要介護被保険者及び居宅要支援被保険者 ・過去に受給権者であった者
その妥当性	国保連合会への委託については、介護保険法第176条第1項で請求に関する審査及び支払事務、並びに同条第2項では第三者行為求償事務が規定されている。
③委託先における取扱者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	委託先名が決定した際には、本市ホームページにて公表を行う。
⑥委託先名	国民健康保険団体連合
⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託 ⑧再委託の許諾方法	再委託先の適切な個人情報の運用・取り扱いを明記した業務委託基本契約書の承認を行う。 1 委託先から再委託先の会社名、所在地、再委託する理由、再委託する業務の範囲、及びセキュリティ対策等を明記した再委託申請書、履行体制図及び従業者に対する監督・教育の状況について記載した契約書案の提出を受け、徳島市が再委託先の安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経たうえで再委託を承諾する。 2 セキュリティ対策は、再委託先への間接的な監督が行えるよう、書面での定期的な報告及び必要に応じて実地調査を行えることを契約書に記述させることとする。
⑨再委託事項	国保連合会の介護保険システムの維持・運用等 ただし、特定個人情報を取扱う再委託先社員は個人情報の取り扱いに関する誓約書の提出を確認の上で、国保連合会が指定する業務及びアクセス権限の範囲に限り作業させる。

委託事項2～5			
委託事項2	介護保険システムの維持運用業務		
①委託内容	介護保険システムの維持運用業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	徳島市の介護保険制度の資格者および過去の記録	
	その妥当性	各システムの維持運用業務は、介護保険制度の資格者および過去の記録を対象としているため、委託先に提供を行いシステムの維持運用業務を行っている。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (各システムの維持運用業務に必要な範囲で、システムを通じて特定個人情報ファイルにアクセスする。)		
⑤委託先名の確認方法	委託先名が決定した際には、本市ホームページにて公表を行う。		
⑥委託先名	株式会社日立システムズ		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先の適切な個人情報の運用・取り扱いを明記した業務委託基本契約書の承認を行う。 1 委託先から再委託先の会社名、所在地、再委託する理由、再委託する業務の範囲、及びセキュリティ対策等を明記した再委託申請書、履行体制図及び従業者に対する監督・教育の状況について記載した契約書案の提出を受け、徳島市が再委託先の安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経たうえで再委託を承諾する。 2 セキュリティ対策は、再委託先への間接的な監督が行えるよう、書面での定期的な報告及び必要に応じて実地調査を行えることを契約書に記述させることとする。	
	⑨再委託事項	介護保険システムの維持・運用等 ただし、特定個人情報を取扱う再委託先社員は個人情報の取り扱いに関する誓約書の提出を確認の上で、株式会社日立システムズが指定する業務及びアクセス権限の範囲に限って作業させる。	
委託事項3	情報記録物管理業務		
①委託内容	汎用機上のシステム記録情報の電子記録媒体による保管及び集配業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	徳島市の介護保険制度の資格者および過去の記録	
	その妥当性	介護保険システム、要援護高齢者台帳システム及び高額介護合算システムの記録情報の保管及び集配業務は、震災等によるデータ喪失の対策を目的としているため、委託先に提供する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール [<input checked="" type="radio"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先名が決定した際には、本市ホームページにて公表を行う。
⑥委託先名		株式会社ワンビシアーカイブズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4		入力作業業務
①委託内容		介護保険給付業務における入力作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	徳島市の介護保険制度の資格者のうち、要介護(要支援)認定申請者
	その妥当性	給付申請書等を介護保険システムに入力を行う事務処理のため、委託先に提供を行う。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>]紙 []その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。
⑥委託先名		株式会社徳島データサービス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		番号連携システムの運用支援に関わる業務	
①委託内容		番号連携システムの運用支援業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民)※削除者を含む。	
	その妥当性	番号連携システムの運用支援業務は、当該システムのデータベースが徳島市に在住する住民(削除者を含む)を対象としているため、委託先に提供する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (番号連携システムの運用支援業務に必要な範囲で、システムを通して特定個人情報ファイルにアクセスする。)	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社 徳島支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項6		要介護(要支援)認定事務業務	
①委託内容		要介護・要支援認定の申請受付、申請勧奨、認定結果通知等の一連の事務作業、関連システムへのデータ入力・処理、認定審査会の資料作成・運営補助等の介護保険認定事務業務を委託する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	徳島市の介護保険制度の資格者のうち、要介護(要支援)認定申請者	
	その妥当性	介護保険認定事務業務は、徳島市の介護保険制度の資格者のうち、要介護(要支援)認定申請者を対象としているため、委託先に提供する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [○]紙 [○]その他 (番号連携システムの運用支援業務に必要な範囲で、システムを通して特定個人情報ファイルにアクセスする。)
⑤委託先名の確認方法		委託先名が決定した際には、本市ホームページにて公表を行う。
⑥委託先名		株式会社徳島データサービス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項7		帳票印刷業務
①委託内容		納入通知書等の帳票印刷業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民)および住所地特例者
	その妥当性	帳票印刷業務は件数が膨大であり、介護保険事業担当において処理困難であるため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他 (ファイル転送サービス)
⑤委託先名の確認方法		委託業務を所管する高齢介護課に問い合わせることで確認できる。
⑥委託先名		テック情報株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先の適切な個人情報の運用・取り扱いを明記した業務委託基本契約書の承認を行う。 1 委託先から再委託先の会社名、所在地、再委託する理由、再委託する業務の範囲、及びセキュリティ対策等を明記した再委託申請書、履行体制図及び従業者に対する監督・教育の状況について記載した契約書案の提出を受け、徳島市が再委託先の安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経たうえで再委託を承諾する。 2 セキュリティ対策は、再委託先への間接的な監督が行えるよう、書面での定期的な報告及び必要に応じて実地調査を行えることを契約書に記述させることとする。
	⑨再委託事項	帳票印刷業務 ただし、特定個人情報を取扱う再委託先社員は個人情報の取り扱いに関する誓約書の提出を確認の上で、テック情報株式会社が指定する業務及びアクセス権限の範囲に限って作業させる。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (21) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (7) 件 [] 行っていない
提供先1	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>

⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6～10	

提供先6	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表56の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者

⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先9	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項
②提供先における用途	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先12	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先13	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項	
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先15	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16～20	
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者

⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表128の項
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百三十条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先20	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項	
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業お実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先1	徳島市 住民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号の3
②移転先における用途	住民基本台帳関係事務
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九条の規定による介護保険の被保険者(同条第二号に規定する第二号被保険者を除く。)をいう。)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2～5	
移転先2	徳島市 健康福祉政策課
①法令上の根拠	徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)第2条第2項
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被災者台帳の関係対象者(災害時の避難に支援が必要な対象者)
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	徳島市 生活福祉第一課・第二課
①法令上の根拠	番号法施行条例第2条第2項 番号法施行条例第2条第3項 別表第2③6の項、及び④23の項
②移転先における用途	①生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ②中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 ③生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施に関する事務 ④生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
③移転する情報	介護保険給付等関係情報

④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収関係対象者 ②中国残留邦人等支援給付等の支給に関する関係対象者 ③保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収関係対象者 ④保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収関係対象者	
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先4	徳島市 保険年金課	
①法令上の根拠	番号法施行条例第2条第2項 番号法施行条例第2条第3項 別表第2③8の項、及び④14の項	
②移転先における用途	①国民健康保険法の保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ②高齢者の医療の確保に関する法律の後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ③国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の賦課徴収に関する事務 ④高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①保険給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ②後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ③保険給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ④後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収関係対象者	
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先5	徳島市 障害福祉課	
①法令上の根拠	番号法施行条例第2条第3項 別表第2①18の項、及び②20の項	
②移転先における用途	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ②重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	

④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する関係対象者 ②重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する関係対象者	
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先6～10		
移転先6	徳島市 市民税課	
①法令上の根拠	番号法施行条例第2条第3項 別表第2①7の項	
②移転先における用途	①地方税法(昭和25年法律第223号)その他の地方税に関する法律並びに徳島市市税賦課徴収条例(昭和25年徳島市条例第23号)及び徳島市都市計画税条例(昭和31年徳島市条例第23号)による地方税の賦課徴収に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①地方税法(昭和25年法律第223号)その他の地方税に関する法律並びに徳島市市税賦課徴収条例(昭和25年徳島市条例第23号)及び徳島市都市計画税条例(昭和31年徳島市条例第23号)による地方税の賦課徴収に関する関係対象者	
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先7	徳島市 子育て支援課	
①法令上の根拠	番号法施行条例第2条第3項 別表第2①2の項	
②移転先における用途	①児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給, 障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給, 障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する関係対象者	

⑥移転方法		<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	
移転先11～15			
移転先16～20			
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		<p>【徳島市における措置】 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンター及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。</p> <p>【国保連合会における措置】 ①伝送通信システムに特定個人情報を登録し送信したのちは、速やかに中間データを消去することとする。 ②入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。ファイアウォール経由でアクセスすることとなり、データベースは暗号化したうえで保管されており、使用には権限のある個人番号担当者の認証が必要となる。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	
②保管期間		<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	
その妥当性		介護保険法施行令第33条(保険料徴収権消滅期間の算定方法)より、介護保険料徴収の算定対象期間が最大10年間とされているため。	

<p>③消去方法</p>	<p>【徳島市における措置】 介護保険給付等関係情報ファイルに記録されたデータは、システムにて消去する。申請書等の紙媒体については、職員が責任を持って裁断し個人情報が読み取れない状態にして外部業者に引き渡す。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①特定個人情報の消去は、徳島市からの操作によって実施するため、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更新等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報の読み出しができないように物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>【国保連合会における措置】 番号DBIに記録された特定個人情報は、委託内容に則り徳島市からの依頼があれば国保連合会にて完全に消去を行い、実績報告を提出する。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>
<p>7. 備考</p>	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

介護保険給付等関係情報ファイル つづき(提供先21) ※提供先番号は21番以降に読み替えること

提供先1	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項	
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であつて第百六十三条で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<資格ファイル>

介護保険者番号,被保険者番号,被保険者履歴通番,被保険者介護異動事由コード,被保険者異動年月日,被保険者資格異動届出者氏名(漢字),被保険者資格異動届出者関係コード,被保険者資格異動届出者電話番号,被保険者資格異動届出年月日,被保険者資格取得事由コード,被保険者資格取得年月日,被保険者資格取得届出者氏名(漢字),被保険者資格取得届出者関係コード,被保険者資格取得届出者電話番号,被保険者資格取得届出年月日,被保険者資格喪失事由コード,被保険者資格喪失年月日,被保険者資格喪失届出者氏名(漢字),被保険者資格喪失届出者関係コード,被保険者資格喪失届出者電話番号,被保険者資格喪失届出年月日,被保険者個人番号,被保険者個人区分コード,被保険者住基ネット個人番号,被保険者都道府県コード,被保険者市町村コード,被保険者町名コード,被保険者キー氏名(カナ),被保険者あいまい検索キー氏名(カナ),被保険者氏名(カナ),被保険者通称名(カナ),被保険者キー氏名(漢字),被保険者氏名(漢字),被保険者通称名(漢字),被保険者本名通称名区分コード,被保険者氏名(英字),被保険者併記用氏名(漢字),被保険者氏名分類コード,被保険者生年月日年号コード,被保険者生年月日,被保険者性別コード,被保険者都道府県名(漢字),被保険者市町村名(漢字),被保険者住所(漢字),被保険者番地(漢字),被保険者方書(漢字),被保険者住所(漢字)連結,被保険者親郵便番号,被保険者子郵便番号,被保険者電話番号,被保険者転入元市町村名(漢字),被保険者住所地特例者区分コード,被保険者住所地特例者適用開始年月日,被保険者住所地特例者適用変更年月日,被保険者住所地特例者適用終了年月日,被保険者適用除外事由コード,被保険者適用除外開始年月日,被保険者適用除外終了年月日,被保険者賦課対象コード,被保険者記載1備考(漢字),被保険者記載2備考(漢字),被保険者記載3備考(漢字),被保険者番地区分コード,被保険者番地,被保険者号番号,被保険者枝番号,被保険者行政区コード,被保険者方書(カナ),被保険者市内外区分コード,被保険者政令広域コード,被保険者地方公共団体コード,被保険者外国人在留資格期間コード,被保険者外国人在留開始年月日,被保険者外国人在留終了年月日,被保険者外国人在留資格コード,処理年月日,被保険者世代通番,抑止コード,日常生活圏域コード,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

<受給ファイル、認定ファイル、給付ファイル>

介護保険者番号,被保険者番号,受給者履歴通番,被保険者履歴通番,受給者要介護状態区分コード,受給者認定年月日,受給者結果変更事由コード,受給者認定結果通知書発行年月日,受給者認定有効期間開始年月日,受給者認定有効期間終了年月日,受給者支給限度管理期間終了年月日,受給者再審査フラグ,受給者申請取消事由コード,受給者申請取消年月日,受給者認定中断事由コード,受給者認定中断年月日,受給者認定取消事由コード,受給者認定取消年月日,受給者申請事由コード,受給者申請年月日,受給者申請かかりつけ医コード,受給者申請者関係コード,受給者訪問対象地区コード,受給者識別コード,受給者同意書有無コード,受給者前保険者名(漢字),受給者申請者名(漢字),受給者申請者電話番号,受給者申請書備考(漢字),受給者居宅住所都道府県コード,受給者居宅住所市町村コード,受給者居宅住所町名コード,受給者居宅都道府県名(漢字),受給者居宅市町村名(漢字),受給者居宅住所(漢字),受給者居宅番地(漢字),受給者居宅方書(漢字),受給者居宅親郵便番号,受給者居宅子郵便番号,受給者居宅電話番号,受給者居宅市内外区分コード,受給者特定疾病コード,受給者政令広域コード,受給者介護要状態コード,受給者労災等番号,処理年月日,受給者みなし認定区分コード,受給者介護保険審査会結果前要件介護状態区分コード,区分変更用前回受給者履歴通番,経過措置前情報(結果、有効期間、希望),通知書理由,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

<賦課ファイル、収滞納ファイル>

介護保険者番号,賦課年度,被保険者番号,納付原簿履歴通番,納付原簿入力所得区分コード,納付原簿所得区分コード,徴収方法区分コード,納付原簿調定額,納付原簿年額,納付原簿月割額,納付原簿確定保険料額,納付原簿賦課年月日,納付原簿賦課期日年月日,納付原簿通知書通知理由コード,納付原簿賦課結果コード,納付原簿前回徴収方法区分コード,納付原簿納入通知書発行年月日,納付原簿特別徴収義務者コード,納付原簿年金コード,納付原簿基礎年金番号,納付原簿回付情報各種年月日,納付原簿特別徴収依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止区分コード,納付原簿特別徴収中止事由コード,納付原簿特別徴収中止依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止通知書発行年月日,納付原簿仮徴収額変更年月日,納付原簿仮徴収額変更依頼作成年月日,納付原簿仮徴収額変更通知書発行年月日,納付原簿減免区分コード,納付原簿徴収猶予区分コード,納付原簿全期前納報奨金額,納付原簿調定取消事由コード,納付原簿調定取消年月日,納付原簿行政区コード,納付原簿政令広域コード,納付原簿更正操作者コード,納付原簿激変緩和措置フラグ,納付原簿特例標準割合適用フラグ,納付原簿3段階特例標準割合適用フラグ,納付原簿更新画面の備考,仮徴収額変更の変更後所得段階X,仮徴収額変更の変更後特例(標準)割合,適用フラグ,仮徴収額変更の変更後3段階特例(標準),割合適用フラグ,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険給付等関係情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・書面様式を決定する際、対象者以外の記載を求めないように設計する。 ・電子申請サービスの申請フォームを対象者以外の記載を求めないように設計する。 ・他市町村役場等から情報を入手する際も、対象者以外の情報を入手しないように事務のマニュアルを作成する。また実際に入手する際は、送付文書を送付前に担当者及び審査者による二重チェックを行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式を設計する。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。 ・本人が電子申請サービスの画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・他市町村役場等から情報を入手する際については、事務マニュアルを作成する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・書面を送付する際、何のための書面か、徳島市役所でどのように利用するかを説明した上で、書面を返送していただく。 ・電子申請サービスを利用する際、何のための書面か、徳島市役所でどのように利用するかの説明を申請フォームに明示する。 ・徳島市役所自身又は他市町村役場等から入手する際、特定の権限者以外は情報照会できず、また、情報照会・情報提供の記録が保存される仕組みがある介護保険システム又は情報提供ネットワークシステム等を通じて入手する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書等で特定個人情報を取得する際は、個人番号カード又は本人確認書類(介護保険被保険者証等)の提示を受け、本人確認を行う。 ・電子申請サービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを徳島市役所が受領した際は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード又は通知カードの提示を受け、個人番号の真正性を確認する。個人番号が有効かどうかは宛名システム等を照会し、変更されていないことを確認する。 ・電子申請サービスからの申請については、被保険者等が個人番号付電子申請データを送信するため、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した徳島市役所は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、個人番号の真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	当評価書Ⅰ-2(特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム、以下、当評価対象システム)を通じて、介護保険給付等関係情報ファイルの正確性をチェックする。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・書面の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は、返信用封筒を同封もしくは市役所住所を明記して当該住所宛に返送するように説明する。 ・電子申請サービスと徳島市役所との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、外部への漏えい等が起こらないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	個人ごとに割り当てているアクセス権限を判定し、権限を有する者のみが特定個人情報関連画面を選択できるように制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当評価対象システムからは介護保険給付等関係情報ファイルに関係のない情報にはアクセスできず、介護保険関係事務以外の事務に用いるファイルにはアクセスできないようにアクセス制御を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	当評価対象システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証による認証を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①ID/パスワードの発行管理 ・個人ごとに業務のアクセス権限の対応表を作成する。 ・個人ごとに業務の更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、担当業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないこととしている。 ・申請に対して、セキュリティ責任者が対応表を確認承認の上依頼し、セキュリティ管理者がアクセス権限を付与する。 ②失効管理 ・権限を有していた職員等の異動退職情報をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった場合は、アクセス権限の異動をセキュリティ管理者に依頼し、当該IDを失効させる。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDやアクセス権をセキュリティ責任者が定期的に確認し、業務上アクセス権を変更する必要がある場合は、セキュリティ管理者に依頼し、ID及びアクセス権を変更または削除する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムへのログインからログアウトまでを記録し、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人及び操作端末まで特定でき、記録は7年間保存する。 また、操作ログの記録は、月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・委託先等の従業者については、当該事項について誓約書の提供を求める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上で、管理権限を与えられた者以外は、情報の複製ができない仕組みとする。 ・ファイルの複製はバックアップのみ許可し、作業は複数で行う相互牽制の体制で実施する。 ・外部媒体へのデータの書き出しは、申請を認めた場合のみ許可する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
介護保険関係事務では、被保険者数、保険料ランク別の増減数等各種の統計を行うが、特定の個人を判別しようとする統計や情報分析は行わない。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	委託先を選定する際、委託先の情報保護管理体制をチェックシートにより確認する。チェック項目の概要は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する規定、体制の整備状況 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<input type="checkbox"/> 制限している <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書に以下の規定を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に限定すること。 ・従業員に付与するアクセス権限を必要最小限に限定すること。 ・アクセス者数と付与するアクセス権限を報告すること。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。また、報告内容を検証し、必要があれば対策を実施させる。
特定個人情報の提供ルール	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者は他者への特定個人情報の提供は認められず、その旨、契約書にも明記している。また、委託契約の報告条項に基づき、特定個人情報の取扱いについて書面で報告させる。必要があれば、当局職員が現地調査を実施する。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者に特定個人情報を提供する際、日付・枚数を記録した受領管理簿に確認印を押印してもらい、当局管理者が確認する。委託業者から受領する場合も同様とする。記録は7年間保存する。
特定個人情報の消去ルール	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置を取る旨を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間を過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判定し、消去すること。 ・紙媒体は保管期間が経過したものについて本市に返却、もしくは本市が承諾した上で委託先自らまたは外部業者にて裁断処理を行い、業務が完了したことを書面で報告させる。 ・電子記録媒体か紙媒体かを問わず、廃棄の際は、廃棄履歴管理簿を作成し保管する。 ・特定個人情報と同様に、保管期限を過ぎたバックアップデータはシステムにて自動判定し消去する。 ・委託元の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を報告する旨を規定し、必要に応じて、職員がその内容を確認する。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない

	規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の照会・更新従業者の制限 ・特定個人情報提供の禁止 ・情報漏えいを防止するための保管管理責任を負う ・情報が不要になった時、又は要請があった時は、情報の返却又は消去などの必要な措置を講じる ・特定個人情報の取り扱いについて検証し報告をする ・必要に応じて、本市が委託先の現地調査を実施することができる ・再委託の原則禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	委託先において特定個人情報ファイルの管理状況の検査を年1回実施し、書面にて本市に報告する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【国保連合会における措置】 <伝送システムの仕様> ①伝送通信ソフトにおいて、受給者情報異動連絡票データ、受給者情報訂正連絡票データに対する暗号化を行い、国保連合会に専用線を経由して送信するため、不適切な情報の入手、漏えいのリスクは担保されている。 ②共同処理は保険者ごとの業務委託情報をパラメーター管理する仕様となっており、委託事項とは異なる業務で特定個人情報の突合等の処理を実施することはできない。 ③個人番号を含むファイルは暗号化し連携(送信元で送信時に暗号化、送信先で利用時に復号化)するため、その途上や運用による漏えい・紛失リスクは発生しないことが担保されている。</p> <p><技術的安全管理措置> ④情報漏えい対策として、操作ログの取得と外部媒体へのデータの取り出し制御を実施している。なお、USBメモリ等の外部記録媒体の不正な接続についてはシステム上遮断する機構を搭載している。 ⑤サーバー及びデータベースにアクセスするには国保連合会職員及び再委託先社員のうち、操作権限のある個人番号担当者によるID・パスワードを使用した認証が必要となる。 ⑥国保連合会の介護保険システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止する。また、ネットワークへの侵入検地および侵入防止措置を講じている。 ⑦国保連合会の介護保険システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OSやミドルウェアについて必要なセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><物理的安全管理措置> ⑧国保会館建物及びサーバー室は入退室管理を行っており、権限のない部外者は入室できない。さらに、サーバー室への入室は生体認証(静脈認証)により制御されている。なお、不正侵入等の監視状況について、入退室記録及び端末機器の操作記録について毎月点検を行い、委託元(徳島市)にその結果を報告する。 ⑨特定個人情報ファイルのバックアップ等の複製をする操作権限は必要最小限に限定し、実行結果を国保連合会職員が確認する。また、国保連合会職員又は再委託社員の立場にかかわらず規定にない記録媒体の管理区域外への持ち出しを禁止するとともに、機器及び書類等の紛失等を防止する措置を講じる。</p> <p><人的安全管理措置> ⑩国保連合会は組織として国保連合会職員に対して定期的な教育研修の実施を行い、特定個人情報の適正な取扱いを図る。また、再委託先についても再委託先社員に対して教育研修の実施を契約条件とする。 ⑪連合会及び委託先(委託元(徳島市)から見て再委託先)において、正規社員以外の者は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に原則従事させないこととし、正規社員以外に従事させる場合は、事前に委託元及び国保連合会に通知し、単独ではデータの操作を行えないよう措置を講じた上で従事させることとする。</p> <p>【要介護(要支援)認定事務業務委託先における措置】 当委託業務は市職員の監督の元、同部署内で「介護保険システム」を使用して行われるものとする。 市職員と同様にユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証によりユーザ認証を行い、アクセス権限の管理、操作記録の保存等を行う。委託職員は個人番号を取り扱うが、保存・管理は市職員が行い委託職員が行うことは無い。</p>		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムでは、どの職員等がどの特定個人情報にどの端末でアクセスしたか全て記録され、ログ記録については7年間保存し、不正なアクセスはログ記録を検証することで防止する。また、番号法及び条例上認められないアクセスは、アクセス制御で禁止しており、システム管理者は、システム仕様書及びシステム環境定義等でアクセス制御を検証する。 ・専用線・電子記録媒体処理では、どの特定個人情報をどの業務システムに提供・移転したか記録され、処理記録を検証することで防止する。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法に基づき認められている特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的にだれに対し何の目的で提供できるかを記載したマニュアルを整備しており、マニュアルにしたがって特定個人情報の提供を行う。 ・また、個人情報保護の研修（年1回）を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・USBメモリ、CD等媒体への書き込みをシステム側で禁止する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムでは、特定の権限を有する者以外は、情報の照会・更新ができず、情報の照会・更新の記録を逐一保存する仕組みを有しているため、情報の照会・更新の記録を検証することで不適切な方法で提供・移転されることを防止する。 ・専用線・電子記録媒体処理では、特定の権限を有する者以外は、システム基盤上の情報を処理することができず、処理記録を保存する仕組みを有しているため、処理記録を検証することで不適切な方法での提供・移転されることを防止する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムでは、番号法に基づき認められている特定個人情報のみしか提供・移転できないように、アクセス制御を行っているため、仕組みとして担保されている。 ・専用線・電子記録媒体処理では、番号法の規定に基づき認められている特定個人情報のみしか提供・移転できないように、処理を制御しているため、仕組みとして担保されている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムにおける措置】</p> <p>①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p>②本人が給付又は還付の請求をする際に、受取口座として登録した公金受取口座の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、公的給付支給等口座登録簿関係情報を情報照会する運用とすることにより、目的外の公的給付支給等口座登録簿関係情報の入手を防止する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法第19条第8号及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムにおける措置】</p> <p>①番号連携システムは自機関向けの中間サーバとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムにおける措置】</p> <p>①番号連携システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号(個人番号の真正性の確認は、「Ⅲ-2. リスク3」の項を参照)に基づき、統合宛名番号を付番してインターフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるように設計されているため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われていることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムにおける措置】</p> <p>①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で消去することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムにおける措置】</p> <p>①情報提供ネットワークシステムへの提供は番号連携システム以外からできないように、庁内ネットワークシステムを設計及び設定しているため、仕組みとして担保されている。</p> <p>②番号連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、提供の記録は7年分保存する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自前で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムにおける措置】</p> <p>①特定の権限者以外は提供できず、提供の記録を逐一保存する仕組みを有する番号連携システムを通して処理することで、不適切な方法で特定個人情報やとりされることを防止する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバーと番号連携システム・情報提供ネットワークシステムとの間は、高信頼性のセキュリティを有する行政専用の総合行政ネットワーク等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと各団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う団体においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないように管理し、不適切な方法での情報提供を行えないように管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムにおける措置】</p> <p>①番号法に基づき認められている特定個人情報のみしか提供できないように、番号連携システムでアクセス制御を行っているため、仕組みとして担保されている。</p> <p>②番号連携システムを通して提供する特定個人情報については、ファイル名・内容・処理サイクル等を記載した管理簿を作成し管理する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを介護保険システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバーと番号連携システム・情報提供ネットワークシステムとの間は、高信頼性のセキュリティを有する行政専用の総合行政ネットワーク等を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと各団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報にはアクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を各地方公共団体が行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>【徳島市における措置】 ①個人を特定できるように入退室用IDカードを貸与し、入退室管理システムでサーバー設置場所の入退室管理を行っている。 ②サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末については、セキュリティワイヤで施錠し、特定個人情報の照会・更新はブラウザ経由で行うため、端末内に特定個人情報を保有しない。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・有人監視及び施錠管理を行っている。また、設置場所は、データセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分にしている]</p> <p>【徳島市における措置】</p> <p>①不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバー・端末のウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 また、ウィルスメール／スパムメール対策のシステムを導入している。</p> <p>②不正アクセス対策 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限・侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を実施する。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分にしている]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分にしている]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生なし]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>		
<p>再発防止策の内容</p>		
<p>⑩死者の個人番号</p>	<p>[保管している]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 保管している 2) 保管していない</p>
<p>具体的な保管方法</p>	<p>生存者の個人情報と同様の方法で安全管理措置を実施する。</p>	
<p>その他の措置の内容</p>		
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の宛名情報は共通基盤システムとの即時連携をしていることから本人情報が最新であることは担保されている。 ・被保険者の資格情報や賦課情報等は定期的に異動処理を行い、最新情報をシステムに反映させることが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びバックアップデータは、システムで判別し、消去処理を行う。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が経過したものについて職員が責任を持って裁断し、個人情報が読み取れない状態にして外部業者に引き渡す。 ・データ及び紙媒体どちらの処理においても、廃棄時には廃棄履歴簿を作成し保存する。 <p>【ガバメントクラウドにおける措置】 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>【徳島市における措置】 評価書の記載内容通りの運用ができていないか、担当部署において自己点検チェックを年に1回実施し、運用状況を確認する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>【徳島市における措置】 組織内に設置した監査担当により、以下の観点で自己監査を年に1回実施し、監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割及び責任の明確化、安全管理措置の周知及び教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>【徳島市における措置】 ①関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。 ②委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ③違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては刑罰の対象となりうる。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、高い技術力を有する運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<p>徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152</p> <p>徳島市健康福祉部高齢介護課給付係 770-8571 徳島県幸町2丁目5番地 088-621-5585</p>
②請求方法	徳島市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式等については、徳島市ホームページ上で分かりやすく表示する。
③手数料等	<p>[無料] <選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 有料 2) 無料</p> <p>(手数料額、納付方法:)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っている] <選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 行っている 2) 行っていない</p>
個人情報ファイル名	介護保険給付等関係情報ファイル
公表場所	徳島市本庁舎10階 情報公開総合窓口
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	<p>徳島市健康福祉部高齢介護課給付係 770-8571 徳島県幸町2丁目5番地 088-621-5585</p>
②対応方法	<p>・問合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。</p> <p>・情報漏えい等に関する問合わせについては、関係先等に事実確認を行うために、標準的な処理期間を定めている。</p>

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年9月29日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	徳島市ホームページにおいて意見の募集を掲載し、電子メール又は書面にて意見を受け付ける。
②実施日・期間	令和5年12月15日から令和6年1月14日までの31日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年1月22日
②方法	徳島市情報公開・個人情報保護審査会において第三者点検を実施した。
③結果	【答申での結論】 介護保険関係事務に係る特定個人情報保護評価について、特段の問題は認められない。 【評価書への修正】 無し
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	(別紙)法令上の根拠	なし	<p>【追加】 第一欄 「二十二」</p> <p>第二欄 「都道府県知事」</p> <p>第三欄 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」</p> <p>第四欄 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」</p> <p>第五欄 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月25日	(別紙)法令上の根拠	なし	<p>【追加】 第一欄 「八十八」</p> <p>第二欄 「都道府県知事」</p> <p>第三欄 「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」</p> <p>第四欄 「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第十八条に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」</p> <p>第五欄 「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第十八条に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	(別紙)法令上の根拠	なし	<p>【追加】</p> <p>第一欄「百九」</p> <p>第二欄「都道府県知事又は市町村長」</p> <p>第三欄「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」</p> <p>第四欄「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」</p> <p>第五欄「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月25日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>⑤ 本人への明示</p>	<p>各届書への個人番号の記載は、介護保険法施行規則の次の各条項に規定されている。</p> <p>第23条、第25条、第26条、第27条、第29条、第30条、第31条、第32条、第35条、第40条、第42条、第49条、第54条、第55条の2、第59条、第83条の4、第83条の4の4、第83条の5、第83条の6、第83条の8、第97条の2、第110条、第159条</p>	<p>各届書への個人番号の記載は、介護保険法施行規則の次の各条項に規定されている。</p> <p>第23条、第25条、第26条、第27条、<u>第28条の2</u>、第29条、第30条、第31条、第32条、第35条、第40条、第42条、第49条、第54条、第55条の2、第59条、<u>第83条の2の3</u>、第83条の4、第83条の4の4、第83条の5、第83条の6、第83条の8、第97条の2の2、<u>第97条の2の3</u>、第110条</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月25日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p>	提供の件数 <u>26</u> 件	提供の件数 <u>29</u> 件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要	提供先	提供先6に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務」 提供先22に「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務」 提供先27に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」を追加し、既存の提供先番号を訂正した。 また、各主務省令の交付に照らし合わせ、(未定)を追加した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要	移転先の件数 6件	移転先の件数 8件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先2	番号法第9条第1項 別表第1の第36の2の項 災害対策基本法 別表第1省令第28条	徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)第2条第2項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先3 ①法令上の根拠、他	「徳島市 保護課」 「番号法第9条第1項 ①別表第1の第15の項生活保護法 別表第1省令第15条、②別表第1の第63の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 別表第1省令第48条」	「徳島市 生活福祉第一課・第二課」 「番号法施行条例第2条第2項 番号法施行条例第2条第3項 別表第2③7の項、及び④23の項」 ※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「移転先における用途」及び「移転する情報の対象となる本人の範囲」も修正した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先4 ①法令上の根拠、他	番号法第9条第1項 ①別表第1の第30の項 国民健康保険法 別表第1省令第24条、②別表第1の第59の項 高齢者の医療の確保に関する法律 別表第1省令第46条	番号法施行条例第2条第2項 番号法施行条例第2条第3項 別表第2③9の項、及び④14の項 ※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「移転先における用途」及び「移転する情報の対象となる本人の範囲」も修正した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先5 ①法令上の根拠、他	番号法第9条第2項 ①～③徳島市条例に記載予定	番号法施行条例第2条第3項 別表第2①18の項、及び②20の項 ※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「移転先における用途」及び「移転する情報の対象となる本人の範囲」も修正した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先6 ①法令上の根拠、他	番号法第9条第2項 徳島市条例に記載予定	番号法施行条例第2条第3項 別表第2①8の項 ※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「移転先における用途」及び「移転する情報の対象となる本人の範囲」も修正した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先7 ①法令上の根拠、他	—	【追加】 番号法施行条例第2条第3項 別表第2①2の項 ※なお、条例の決定にあわせ同文書内の文言の整理を行った。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先8 ①法令上の根拠、他	—	【追加】 番号法施行条例第2条第3項 別表第2①24の項 ※なお、条例の決定にあわせ同文書内の文言の整理を行った。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先3 ①法令上の根拠、他	番号法施行条例第2条第2項 番号法施行条例第2条第3項 別表第2③7の項、及び④23の項	番号法施行条例第2条第2項 番号法施行条例第2条第3項 別表第2③6の項、及び④23の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先3 ①法令上の根拠、他	番号法施行条例第2条第2項 番号法施行条例第2条第3項 別表第2③9の項、及び④14の項	番号法施行条例第2条第2項 番号法施行条例第2条第3項 別表第2③8の項、及び④14の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先3 ①法令上の根拠、他	番号法施行条例第2条第3項 別表第2①⑧の項	番号法施行条例第2条第3項 別表第2①⑦の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年9月23日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり、及び番号法第19条第14号	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	なし	<p>【追加】 第一欄 『五』</p> <p>第二欄 『全国健康保険協会』</p> <p>第三欄 『船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの』</p> <p>第四欄 「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」</p> <p>第五欄 「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「II 特定個人情報ファイルの概要」「提供先」も修正した。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	なし	<p>【追加】 第一欄 『八』</p> <p>第二欄 『都道府県知事』</p> <p>第三欄 『児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの』</p> <p>第四欄 「市町村長」</p> <p>第五欄 「介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「提供先」も修正した。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	なし	<p>【追加】 第一欄 『十一』</p> <p>第二欄 『市町村長』</p> <p>第三欄 『児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの』</p> <p>第四欄 「市町村長」</p> <p>第五欄 「介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「提供先」も修正した。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	なし	<p>【追加】 第一欄 『十七』</p> <p>第二欄 『市町村長』</p> <p>第三欄 『予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの』</p> <p>第四欄 「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」</p> <p>第五欄 「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「提供先」も修正した。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	なし	<p>【追加】 第一欄 『百六』</p> <p>第二欄 『独立行政法人日本学生支援機構』</p> <p>第三欄 『独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの』</p> <p>第四欄 「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」</p> <p>第五欄 「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「提供先」も修正した。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	なし	<p>【追加】 第一欄 『百八』 第二欄 『都道府県知事又は市町村長』 第三欄 『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの』 第四欄 「市町村長」 第五欄 「介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「提供先」も修正した。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年9月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供の件数 29件	提供の件数 35件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年9月23日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	No 1~911	冗長な記載の見直し、システムの再調査による項目の変更(※リスク対策の影響・変更はない)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年9月23日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取り扱い対する問い合わせ	情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、標準的な処理期間を定めている。	情報漏えい等に関する問い合わせについては、関係先等に事実確認を行うために、標準的な処理期間を定めている。 ※文言の訂正を行ったもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年9月23日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するファイルシステム 2	生活機能評価のための基本チェックリスト送付対象者を作成し、受診券を作成する。	生活機能評価のための基本チェックリスト送付対象者を作成する。 ※文言の訂正を行ったもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月6日	II 特定個人情報ファイルの概要	提供先	<p>提供先6「番号法第19条第7号 別表第2の2の項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 主務省令」 提供先12「番号法第19条第7号 別表第2の43の項 国民健康保険法 主務省令」 提供先19「番号法第19条第7号 別表第2の81の項 高齢者の医療の確保に関する法律 主務省令」 提供先27「番号法第19条第7号 別表第2の109の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 主務省令」 提供先30「番号法第19条第7号 別表第2の5の項 船員保険法 主務省令」 提供先31「番号法第19条第7号 別表第2の8の項 児童福祉法 主務省令」 提供先32「番号法第19条第7号 別表第2の11の項 児童福祉法 主務省令」 提供先33「番号法第19条第7号 別表第2の17の項 予防接種法 主務省令」 提供先35「番号法第19条第7号 別表第2の106の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 主務省令」</p> <p>各主務省令の交付に照らし合わせ、(未定)を削除した。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年12月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	介護保険認定業務における入力作業	<p>介護保険認定及び給付業務等における入力作業</p> <p>※委託事項・委託先の追加に伴う文言の訂正を行ったもの</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年12月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	認定申請書を介護保険システムに入力を行う事務処理のため、委託先に提供を行う。	<p>認定申請書または給付申請書等を介護保険システムに入力を行う事務処理のため、委託先に提供を行う。</p> <p>※委託事項・委託先の追加に伴う文言の訂正を行ったもの</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社 金剛	株式会社 金剛、株式会社スタッフクリエイト、株式会社徳島データサービス ※委託事項・委託先の追加に伴う文言の訂正を行ったもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年12月6日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 入手の際の本人確認の措置の内容	申請書等で特定個人情報を取得する際は、個人番号カード又は通知カードと本人確認書類(介護保険被保険者証等)の提示を受け、本人確認を行う。	申請書等で特定個人情報を取得する際は、個人番号カード又は本人確認書類(介護保険被保険者証等)の提示を受け、本人確認を行う。 ※総務省府番285号「通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて」に則った変更	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年12月6日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の内容	追加	※当市では、「3-①の授受について」について、国保連合会に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事前	市民に対して意見募集を行った。
平成28年12月6日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 システム11	なし	システム11に、新しいシステムの追加 国保連合会伝送システム(都道府県・市町村版)にかかる記載事項一式	事前	市民に対して意見募集を行った。
平成28年12月6日	(別添1)事務内容	図の変更	「伝送通信ソフト」の追加 「給付①給付実績交換(※)、高額介護サービス費の共同処理等」の修正	事前	市民に対して意見募集を行った。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	追加	<p>※特定個人情報とは「共同処理業務」についてのみ使用する。</p> <p>介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費について、当市は国保連合会に対して、個人番号を利用した被保険者向け勧奨通知作成の事務を委託する。</p> <p>また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第76条の2に基づき支給する高額障害福祉サービス等給付費について、当市は国保連合会に対して、個人番号を利用した障害者総合支援法にもとづくサービス受給者に係る介護保険利用者負担額の情報提供事務を委託する。</p> <p>なお、当該委託業務において個人番号を利用することは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条第1項第3号において、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務と整理され、第60条第7号において自立支援給付の支給に関する事務と整理されているため妥当である。</p>	事前	市民に対して意見募集を行った。
平成28年12月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの中身	追加	<p>※特定個人情報としての使用範囲は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給権者:介護保険法第51条の2に定める要介護被保険者及び同法第61条の2に定める居宅要支援被保険者、障害者総合支援法第76条の2に定める支給決定障害者のうち要介護被保険者及び居宅要支援被保険者 ・過去に受給権者であった者 	事前	市民に対して意見募集を行った。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	追加	【国保連合会における措置】 ①伝送通信システムに特定個人情報を登録し送信したのちは、速やかに中間データを消去することとする。 ②入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。ファイアウォール経由でアクセスすることとなり、データベースは暗号化したうえで保管されており、使用には権限のある個人番号担当者の認証が必要となる。	事前	市民に対して意見募集を行った。
平成28年12月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	追加	【国保連合会における措置】 番号DBに記録された特定個人情報は、委託内容に則り徳島市からの依頼があれば国保連合会にて完全に消去を行い、実績報告を提出する。	事前	市民に対して意見募集を行った。
平成28年12月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	追加	【国保連合会における措置】 ①伝送通信ソフトにおいて、受給者情報異動連絡票データ、受給者情報訂正連絡票データに対する暗号化を行い、国保連合会に専用線を経由して送信するため、不適切な情報の入手、漏えいのリスクは担保されている。 ②共同処理は保険者ごとの業務委託情報をパラメーター管理する仕様となっており、委託事項とは異なる業務で特定個人情報の突合等の処理を実施することはできない。 ③個人番号を含むファイルは暗号化し連携(送信元で送信時に暗号化、送信先で利用時に復号化)するため、その途上や運用による漏えい・紛失リスクは発生しないことが担保されている。 ④情報漏えい対策として、操作ログの取得と外部媒体へのデータの取り出し制御を実施している。 ⑤データベースにアクセスするには操作権限のある個人番号担当者によるID・パスワードを使用した認証が必要となる。	事前	市民に対して意見募集を行った。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月23日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」→「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」→「委託事項1 介護保険審査支払等業務」→「⑧再委託の許諾方法」	再委託先の適切な個人情報の運用・取り扱いを明記した業務委託基本契約書の承認を行う。	再委託先の適切な個人情報の運用・取り扱いを明記した業務委託基本契約書の承認を行う。 1 委託先から再委託先の会社名、所在地、再委託する理由、再委託する業務の範囲、及びセキュリティ対策等を明記した再委託申請書、履行体制図及び従業者に対する監督・教育の状況について記載した契約書案の提出を受け、徳島市が再委託先の安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経たうえで再委託を承諾する。 2 セキュリティ対策は、再委託先への間接的な監督が行えるよう、書面での定期的な報告及び必要に応じて実地調査を行えることを契約書に記述させることとする。	事前	「対応：委託先における措置状況を確認し、答申での結論に対するリスク対策を施したうえで評価書の修正等の対応を行った。」
平成29年3月23日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」→「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」→「委託事項1 介護保険審査支払等業務」→「⑨再委託事項」	国保連合会の介護保険システムの維持・運用等	国保連合会の介護保険システムの維持・運用等 ただし、特定個人情報を取扱う再委託先社員は個人情報の取り扱いに関する誓約書の提出を確認の上で、国保連合会が指定する業務及びアクセス権限の範疇に限って作業させる。	事前	「対応：委託先における措置状況を確認し、答申での結論に対するリスク対策を施したうえで評価書の修正等の対応を行った。」

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月23日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」→「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」→「特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	<p>【国保連合会における措置】</p> <p>①伝送通信ソフトにおいて、受給者情報異動連絡票データ、受給者情報訂正連絡票データに対する暗号化を行い、国保連合会に専用線を経由して送信するため、不適切な情報の入手、漏えいのリスクは担保されている。</p> <p>②共同処理は保険者ごとの業務委託情報をパラメーター管理する仕様となっており、委託事項とは異なる業務で特定個人情報の突合等の処理を実施することはできない。</p> <p>③個人番号を含むファイルは暗号化し連携(送信元で送信時に暗号化、送信先で利用時に復号化)するため、その途上や運用による漏えい・紛失リスクは発生しないことが担保されている。</p> <p>④情報漏えい対策として、操作ログの取得と外部媒体へのデータの取り出し制御を実施している。</p> <p>⑤データベースにアクセスするには操作権限のある個人番号担当者によるID・パスワードを使用した認証が必要となる。</p>	<p>【国保連合会における措置】</p> <p><伝送システムの仕様></p> <p>①伝送通信ソフトにおいて、受給者情報異動連絡票データ、受給者情報訂正連絡票データに対する暗号化を行い、国保連合会に専用線を経由して送信するため、不適切な情報の入手、漏えいのリスクは担保されている。</p> <p>②共同処理は保険者ごとの業務委託情報をパラメーター管理する仕様となっており、委託事項とは異なる業務で特定個人情報の突合等の処理を実施することはできない。</p> <p>③個人番号を含むファイルは暗号化し連携(送信元で送信時に暗号化、送信先で利用時に復号化)するため、その途上や運用による漏えい・紛失リスクは発生しないことが担保されている。</p> <p><技術的安全管理措置></p> <p>④情報漏えい対策として、操作ログの取得と外部媒体へのデータの取り出し制御を実施している。なお、USBメモリ等の外部記録媒体の不正な接続についてはシステム上遮断する機構を搭載している。</p> <p>⑤サーバー及びデータベースにアクセスするには国保連合会職員及び再委託先社員のうち、操作権限のある個人番号担当者によるID・パスワードを使用した認証が必要となる。</p> <p>⑥国保連合会の介護保険システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止する。また、ネットワークへの侵入検地および侵入防止措置を講じている。</p> <p>⑦国保連合会の介護保険システムでは、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OSやミドルウェアについて必要なセキュリティパッチの適用を行う。</p>	事前	「対応:委託先における措置状況を確認し、答申での結論に対するリスク対策を施したうえで評価書の修正等の対応を行った。」

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月23日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」→「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」→「特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	上段の続き	<p><物理的安全管理措置> ⑧国保会館建物及びサーバー室は入退室管理を行っており、権限のない部外者は入室できない。さらに、サーバー室への入室は生体認証（静脈認証）により制御されている。なお、不正侵入等の監視状況について、入退室記録及び端末機器の操作記録について毎月点検を行い、委託元（徳島市）にその結果を報告する。 ⑨特定個人情報ファイルのバックアップ等の複製をする操作権限は必要最小限に限定し、実行結果を国保連合会職員が確認する。また、国保連合会職員又は再委託社員の立場にかかわらず規定にない記録媒体の管理区域外への持ち出しを禁止するとともに、機器及び書類等の紛失等を防止する措置を講じる。</p> <p><人的安全管理措置> ⑩国保連合会は組織として国保連合会職員に対して定期的な教育研修の実施を行い、特定個人情報の適正な取扱いを図る。また、再委託先についても再委託先社員に対して教育研修の実施を契約条件とする。 ⑪連合会及び委託先（委託元（徳島市）から見て再委託先）において、正規社員以外の者は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に原則従事させないこととし、正規社員以外に従事させる場合は、事前に委託元及び国保連合会に通知し、単独ではデータの操作を行えなよう措置を講じた上で従事させることとする。</p>	事前	「対応・委託先における措置状況を確認し、答申での結論に対するリスク対策を施したうえで評価書の修正等の対応を行った。」
平成29年7月7日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署	介護・ながいき課長 高島 誠一	介護・ながいき課長 芝田 正志	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『五』 (略) 第六欄 『-』	第一欄 『五』 (略) 第六欄 『第5条』	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『八』 (略) 第六欄 『-』	第一欄 『八』 (略) 第六欄 『第7条』	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『十一』 (略) 第六欄 『-』	第一欄 『十一』 (略) 第六欄 『第10条』	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『十七』 (略) 第六欄 『-』	第一欄 『十七』 (略) 第六欄 『第12条の3』	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『二十二』 (略) 第六欄 『-』	第一欄 『二十二』 (略) 第六欄 『第15条』	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『三十三』 (略) 第六欄 『-』	第一欄 『三十三』 (略) 第六欄 『第22条の2』	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『三十九』 (略) 第六欄 『-』	第一欄 『三十九』 (略) 第六欄 『第24条の2』	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『四十三』 (略) 第六欄 『-』	第一欄 『四十三』 (略) 第六欄 『第25条の2』	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『五十八』 (略) 第六欄 『-』	第一欄 『五十八』 (略) 第六欄 『第31条の2』	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『八十一』 (略) 第六欄 『-』	第一欄 『八十一』 (略) 第六欄 『第43条の2』	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『百八』 (略) 第六欄 『-』	第一欄 『百八』 (略) 第六欄 『第55条』	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『百九』 (略) 第六欄 『-』	第一欄 『百九』 (略) 第六欄 『第55条の2』	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『百十七』 第二欄 『厚生労働大臣』 第三欄 『年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの』 第四欄 『市町村長』 第五欄 『介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの』 第六欄 『第54条』	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更(削除)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『百二十』 (略) 第六欄 『-』	第一欄 『百十九』 (略) 第六欄 『第59条の3』	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託の件数 6件	委託の件数 7件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項	無し	情報連携事務の運用開始に伴い「委託事項7 番号連携システムの運用支援に関わる業務」を追加	事後	時点修正(以前からの委託事務であったが、情報連携事務開始に伴い評価書に追加するため、重要な変更にあたらな い)
平成29年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・委託の有無	提供を行っている件数 35件	提供を行っている件数 34件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の33の項 私立学校教職員共済法 主務省令(未定)	番号法第19条第7号 別表第2の33の項 私立学校教職員共済法 主務省令	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の39の項 国家公務員共済組合法 主務省令(未定)	番号法第19条第7号 別表第2の39の項 国家公務員共済組合法 主務省令	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の58の項 地方公務員等共済組合法 主務省令(未定)	番号法第19条第7号 別表第2の58の項 地方公務員等共済組合法 主務省令	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21~35(※提供先番号は21番以降に読み替えること)	提供先8 厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の117の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 主務省令(未定) ②提供先における用途 年金生活者支援給付金の支給に関する事務 ③提供する情報 介護保険給付等関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入関係対象者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更(削除)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21~34	提供先9 都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 主務省令(未定)	提供先8 都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 主務省令	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21~34	提供先10	提供先9	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21～34	提供先11	提供先10	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21～34	提供先12	提供先11	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21～34	提供先13	提供先12	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21～34	提供先14	提供先13	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21～34	提供先15	提供先14	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ①法令上の根拠	番号法施行条例第2条第3項 別表第2①8の項	番号法施行条例第2条第3項 別表第2①7の項	事後	法令の題名等の形式的な変更(追記)であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1 宛名システム等における措置の内容	個人ごとに割り当てているIDカードのアクセス権限	個人ごとに割り当てているアクセス権限	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
平成29年7月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な方法	個人ごとにIDカードを割り当てるとともに、IDとパスワード及びPINコードによる認証を行っている。	個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証による認証を行っている。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
平成29年7月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の管理 具体的な方法	・共用IDカードは発行せず、必ず個人に対してIDカードを発行する。 ・ユーザIDやアクセス権をセキュリティ責任者が定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDカードを返却するとともに、セキュリティ管理者に依頼し、ID及びアクセス権を変更または削除する。	ユーザIDやアクセス権をセキュリティ責任者が定期的に確認し、業務上アクセス権を変更する必要が生じた場合は、セキュリティ管理者に依頼し、ID及びアクセス権を変更または削除する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
平成29年7月7日	V 開示請求、問合せ	徳島市保健福祉部介護・ながいき課資格保険料係 770-8571 徳島県幸町2丁目5番地 088-621-5582	徳島市保健福祉部介護・ながいき課給付係 770-8571 徳島県幸町2丁目5番地 088-621-5585	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託の件数 7件	委託の件数 8件	事前	
平成29年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 入力作業業務	① 委託内容 介護保険認定及び給付業務における入力作業 ②取扱いを委託する特定個人情報の範囲(略) 対象となる本人の範囲 徳島市の介護保険制度の資格者のうち、要介護(要支援)認定申請者 その妥当性 認定申請書または給付申請書等を介護保険システムに入力を行う事務処理のため、委託先に提供を行う。	① 委託内容 介護保険給付業務における入力作業 ②取扱いを委託する特定個人情報の範囲(略) 対象となる本人の範囲 徳島市の介護保険制度の資格者および過去の記録 その妥当性 給付申請書等を介護保険システムに入力を行う事務処理のため、委託先に提供を行う。	事前	
平成29年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項	無し	「委託事項8 要介護(要支援)認定事務業務」を追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置【国保連合会における措置】(略)	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置【国保連合会における措置】(略) 【要介護(要支援)認定事務業務委託先における措置】 当委託業務は市職員の監督の下、同部署内で「介護保険システム」を使用して行われるものとする。 市職員と同様にユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証によりユーザ認証を行い、アクセス権限の管理、操作記録の保存等を行う。委託職員は個人番号を取り扱うが、保存・管理は市職員が行い委託職員が行うことは無い。	事前	
平成30年7月11日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	国保高額介護合算システム	高額介護合算システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成30年7月11日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長の役職名	保険福祉部 介護・ながいき課 介護・ながいき課長 芝田 正志	保険福祉部 介護保険課 介護保険課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成30年7月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保険福祉部 介護・ながいき課	保険福祉部 介護保険課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成30年7月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	保険福祉部 介護・ながいき課	保険福祉部 介護保険課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成30年7月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先8	介護・ながいき課	徳島市 高齢福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月11日	V 開示請求、問合せ	徳島市保険福祉部介護・ながいき課給付係	徳島市保険福祉部介護保険課給付係	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和1年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 情報記録物管理業務	⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 再委託先の会社名・所在地・業務内容・管理方法・セキュリティ対策等を明記した業務仕様書の承認により再委託を承諾している。 ⑨再委託事項 電子記録媒体の集配業務	⑦再委託の有無 再委託しない ⑧再委託の許諾方法 削除 ⑨再委託事項 削除	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
令和2年9月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8	② システムの機能 1. 本人確認機能 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面に表示する。 2. 本人確認情報検索機能 (略)	② システムの機能 1. 本人確認機能 窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面に表示する。 2. 本人確認情報検索機能 (略) 3. 市外転出者確認機能 介護保険被保険者のうち市外転出者の4情報又は個人番号をもとに本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面に表示する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和2年9月16日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『八十八』 (略) 第四欄 『原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第十八条に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者』	第一欄 『八十八』 (略) 第四欄 『原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和2年9月16日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『百十九』	第一欄 『百二十』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21~35(※提供先番号は21番以降に読み替えること) 提供先2	③提供する情報 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第十八条に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	③提供する情報 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21~35(※提供先番号は21番以降に読み替えること) 提供先8	①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 主務省令	①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 主務省令	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり、及び番号法第19条第8号	番号法第19条第8号 別表第2 別紙のとおり、及び番号法第19条第9号	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 高齢福祉課	健康福祉部 高齢介護課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高齢福祉課長	高齢介護課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉部 介護保険課	健康福祉部 高齢介護課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・仕様 ①入手元	評価実施機関内の他部署 住民課、保健福祉政策課、市民税課、生活福祉第一課・第二課、保険年金課、障害福祉課	評価実施機関内の他部署 住民課、健康福祉政策課、市民税課、生活福祉第一課・第二課、保険年金課、障害福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・仕様 ⑦使用の主体	保健福祉部 介護保険課	健康福祉部 高齢介護課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 介護保険認定事務システム運用保守業務	⑥委託先名 富士通株式会社 徳島支店	⑥委託先名 富士通Japan株式会社 徳島支社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1から提供先34まで ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	徳島市 保健福祉政策課	徳島市 健康福祉政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	徳島市 高齢福祉課	徳島市 高齢介護課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	徳島市保健福祉部介護保険課給付係 770-8571 徳島県幸町2丁目5番地 088-621-5585	徳島市健康福祉部高齢介護課給付係 770-8571 徳島県幸町2丁目5番地 088-621-5585	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	徳島市保健福祉部介護保険課給付係 770-8571 徳島県幸町2丁目5番地 088-621-5585	徳島市健康福祉部高齢介護課給付係 770-8571 徳島県幸町2丁目5番地 088-621-5585	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・申請時に本人又は本人の代理人等からの書面による提供を原則とし、保険資格、保険料賦課・収納、保険給付、認定及び地域支援事業に必要な情報を入手する。	・申請時に本人又は本人の代理人等からの書面による提供もしくは電子申請による提供をもって、保険資格、保険料賦課・収納、保険給付、認定及び地域支援事業に必要な情報を入手する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	追加	第一欄 『129』 第二欄 『【共通知報】公的給付支給等口座登録簿関係情報』 第三欄 『介護保険給付等関係情報』 第四欄 『金融機関コード／金融機関名(カナ)／店番／支店名(カナ)／預貯金種目コード／口座番号／名義人氏名(カナ)／記号／番号』 第五欄 『―』	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
令和4年9月9日	I. 基本情報 5. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の68項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	番号法第9条第1項 別表第1の68項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『九十四』 (略) 第五欄 『-』 第六欄 『-』	第一欄 『九十四』 (略) 第五欄 『内閣総理大臣』 第六欄 『公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの』	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
令和4年9月9日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『五十八』 (略) 第六欄 『第31条の2』	第一欄 『五十八』 (略) 第六欄 『第31条の2の2』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・書面様式を決定する際、対象者以外の記載を求めないように設計する。 ・他市町村役場等から情報を入手する際も、対象者以外の情報を入手しないように事務のマニュアルを作成する。また実際に入手する際は、送付文書を送付前に担当者及び審査者による二重チェックを行う。	・書面様式を決定する際、対象者以外の記載を求めないように設計する。 ・電子申請サービスの申請フォームを対象者以外の記載を求めないように設計する。 ・他市町村役場等から情報を入手する際も、対象者以外の情報を入手しないように事務のマニュアルを作成する。また実際に入手する際は、送付文書を送付前に担当者及び審査者による二重チェックを行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式を設計する。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。 ・本人が電子申請サービスの画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・他市町村役場等から情報を入手する際については、事務マニュアルを作成する。	・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式を設計する。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。 ・本人が電子申請サービスの画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・他市町村役場等から情報を入手する際については、事務マニュアルを作成する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・書面を送付する際、何のための書面か、徳島市役所でどのように利用するかを説明した上で、書面を返送していただく。 ・徳島市役所自身又は他市町村役場等から入手する際、特定の権限者以外は情報照会できず、また、情報照会・情報提供の記録が保存される仕組みがある介護保険システム又は情報提供ネットワークシステム等を通じて入手する。	・書面を送付する際、何のための書面か、徳島市役所でどのように利用するかを説明した上で、書面を返送していただく。 ・電子申請サービスを利用する際、何のための書面か、徳島市役所でどのように利用するかを説明を申請フォームに明示する。 ・徳島市役所自身又は他市町村役場等から入手する際、特定の権限者以外は情報照会できず、また、情報照会・情報提供の記録が保存される仕組みがある介護保険システム又は情報提供ネットワークシステム等を通じて入手する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手した際の本人確認の措置の内容	申請書等で特定個人情報を取得する際は、個人番号カード又は本人確認書類(介護保険被保険者証等)の提示を受け、本人確認を行う。	・申請書等で特定個人情報を取得する際は、個人番号カード又は本人確認書類(介護保険被保険者証等)の提示を受け、本人確認を行う。 ・電子申請サービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを徳島市役所が受領した際は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カードの提示を受け、個人番号の真正性を確認する。個人番号が有効かどうかは宛名システム等を照会し、変更されていないことを確認する。	・個人番号カード又は通知カードの提示を受け、個人番号の真正性を確認する。個人番号が有効かどうかは宛名システム等を照会し、変更されていないことを確認する。 ・電子申請サービスからの申請については、被保険者等が個人番号付電子申請データを送信するため、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した徳島市役所は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、個人番号の真正性を確認する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・書面の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は、返信用封筒を同封もしくは市役所住所を明記して当該住所宛に返送するように説明する。	・書面の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は、返信用封筒を同封もしくは市役所住所を明記して当該住所宛に返送するように説明する。 ・電子申請サービスと徳島市役所との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、外部への漏えい等が起こらないようにしている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【番号連携システムにおける措置】 ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。	【番号連携システムにおける措置】 ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 ②本人が給付又は還付の請求をする際に、受取口座として登録した公金受取口座の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、公的給付支給等口座登録簿関係情報を情報照会する運用とすることにより、目的外の公的給付支給等口座登録簿関係情報の入手を防止する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『九十』 (略) 第六欄 『-』	第一欄 『九十』 (略) 第六欄 『第44条の4』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『百六』 (略) 第六欄 『-』	第一欄 『百六』 (略) 第六欄 『第53条』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①特定個人情報の消去は、徳島市からの操作によって実施するため、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更新等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報の読み出しができないように物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①特定個人情報の消去は、徳島市からの操作によって実施するため、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更新等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報の読み出しができないように物理的破壊により完全に消去する。	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報に不正であるリスク リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	(別紙)法令上の根拠	第一欄 『二十二』 (略) 第四欄 『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者』	第一欄 『二十二』 (略) 第四欄 『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	(別紙)法令上の根拠	第一欄『二十二』 (略) 第五欄『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの』	第一欄『二十二』 (略) 第五欄『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	(別紙)法令上の根拠	第一欄『五十六の二』 (略) 第三欄『災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの』	第一欄『五十六の二』 (略) 第三欄『災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	(別紙)法令上の根拠	第一欄『八十八』 第二欄『都道府県知事』	第一欄『八十八』 第二欄『厚生労働大臣』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	(別紙)法令上の根拠	第一欄『百六』 (略) 第三欄『独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの』	第一欄『百六』 (略) 第三欄『独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	(別紙)法令上の根拠	第一欄『百九』 (略) 第五欄『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの』	第一欄『百九』 (略) 第五欄『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の46の項 国民健康保険法 主務省令(未定)	番号法第19条第8号 別表第2の46の項 国民健康保険法 主務省令	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の83の項 高齢者の医療の確保に関する法律 主務省令(未定)	番号法第19条第8号 別表第2の83の項 高齢者の医療の確保に関する法律 主務省令	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21~35(※提供先番号は21番以降に読み替えること) 提供先2	都道府県知事	厚生労働大臣	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21~35(※提供先番号は21番以降に読み替えること) 提供先2	番号法第19条第8号 別表第2の88の項 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律 主務省令(未定)	番号法第19条第8号 別表第2の88の項 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律 主務省令	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21~35(※提供先番号は21番以降に読み替えること) 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の95の項 介護保険法 主務省令(未定)	番号法第19条第8号 別表第2の95の項 介護保険法 主務省令	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21~35(※提供先番号は21番以降に読み替えること) 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の97の項 介護保険法 主務省令	番号法第19条第8号 別表第2の97の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 主務省令	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21~35(※提供先番号は21番以降に読み替えること) 提供先10	市町村長	都道府県知事	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙 提供先21~35(※提供先番号は21番以降に読み替えること) 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の106の項 独立行政法人日本学生支援機構法 主務省令(未定)	番号法第19条第8号 別表第2の106の項 独立行政法人日本学生支援機構法 主務省令	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	表紙 特記事項	(空欄)	介護保険システム更新に伴う評価再実施により、次期介護保険システムの構築作業担当事業者へとデータを提供する前の評価として、この評価書の最後尾(変更履歴の手前)に時期介護保険システムの評価部分を附属している。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	(時期介護保険システム部分) 表紙 特記事項	(空欄)	このページより後ろは、次期介護保険システムへの更新に伴う、現行介護保険システムの評価書の附属書類としての、次期介護保険システムに関する評価書部分(データを提供する前のもの)となる。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	追加	<p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	追加	<p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	要援護高齢者台帳システム	削除	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	高額介護合算システム	削除	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム	[○]情報提供ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	個人・法人管理システム(宛名システム)	削除	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	テック情報株式会社	株式会社日立システムズ	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	新規	再委託先の適切な個人情報の運用・取り扱いを明記した業務委託基本契約書の承認を行う。 1 委託先から再委託先の会社名、所在地、再委託する理由、再委託する業務の範囲、及びセキュリティ対策等を明記した再委託申請書、履行体制図及び従業者に対する監督・教育の状況について記載した契約書案の提出を受け、徳島市が再委託先の安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経たうえで再委託を承諾する。 2 セキュリティ対策は、再委託先への間接的な監督が行えるよう、書面での定期的な報告及び必要に応じて実地調査を行えることを契約書に記述させることとする。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑨再委託事項	新規	介護保険システムの維持・運用等 ただし、特定個人情報を取扱う再委託先社員は個人情報の取り扱いに関する誓約書の提出を確認の上で、株式会社日立システムズが指定する業務及びアクセス権限の範囲に限り作業させる。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	介護保険認定事務システム運用保守業務	削除	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9	新規	帳票印刷業務	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥移転方法	[]専用線	[○]専用線	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ⑥移転方法	[]専用線	[○]専用線	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先8	徳島市 高齢介護課	削除	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	新窓口対応システム(庁内連携システム)	共通基盤システム	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	(別添2)ファイル記録項目	既存システムのファイル記録項目	削除	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	(別添2)ファイル記録項目	新規	新システムのファイル記録項目	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	(別添1)事務内容	既存システムの事務内容	削除	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	(別添1)事務内容	新規	新システムの事務内容	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	生活機能評価システム(下記注, 参考として掲載)	削除	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム4 共通基盤システム	システム2 共通基盤システム	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム6 番号連携システム	システム3 番号連携システム	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム7 中間サーバーシステム	システム4 中間サーバーシステム	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム8 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム	システム5 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム9 介護保険認定事務システム(下記注, 参考として掲載)	システム6 介護保険認定事務システム(下記注, 参考として掲載)	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム11 国保連合会伝送通信ソフト(都道府県・市町村版)	システム7 国保連合会伝送通信ソフト(都道府県・市町村版)	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	[○]その他(介護保険システム、高額介護合算システム)	[○]その他(介護保険システム)	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	8件	7件	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	生活機能評価システム保守業務	削除	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項7 番号連携システムの運用支援に関わる業務	委託事項5 番号連携システムの運用支援に関わる業務	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項8 要介護(要支援)認定事務業務	委託事項6 要介護(要支援)認定事務業務	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項9 帳票印刷業務	委託事項7 帳票印刷業務	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O]移転を行っている (8)件	[O]移転を行っている (7)件	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	徳島市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	徳島市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【徳島市における措置】 ①個人を特定できるように入退室用IDカードを貸与し、入退室管理システムでサーバー設置場所の入退室管理を行っている。 ②サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末については、セキュリティワイヤで施錠し、特定個人情報の照会・更新はエミュレータ経由で行うため、端末内に特定個人情報を保有しない。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。	【徳島市における措置】 ①個人を特定できるように入退室用IDカードを貸与し、入退室管理システムでサーバー設置場所の入退室管理を行っている。 ②サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末については、セキュリティワイヤで施錠し、特定個人情報の照会・更新はブラウザ経由で行うため、端末内に特定個人情報を保有しない。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	・被保険者の宛名情報は個人・法人システムとの即時連携をしていることから本人情報が最新であることは担保されている。 ・被保険者の資格情報や賦課情報等は定期的に異動処理を行い、最新情報をシステムに反映させることが担保されている。	・被保険者の宛名情報は共通基盤システムとの即時連携をしていることから本人情報が最新であることは担保されている。 ・被保険者の資格情報や賦課情報等は定期的に異動処理を行い、最新情報をシステムに反映させることが担保されている。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(8)件	(9)件	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社 金剛、株式会社スタッフクリエイト、株式会社徳島データサービス	株式会社徳島データサービス	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	表紙 評価書名	介護保険関係事務 全項目評価書 (システム更新に伴うデータを提供する前部分)	介護保険関係事務 全項目評価書	事後	新システム稼働に伴う変更。 重要な変更にあたらない。
令和7年1月17日	表紙 特記事項	このページより後ろは、次期介護保険システムへの更新に伴う、現行介護保険システムの評価書の附属書類としての、次期介護保険システムに関する評価書部分(データを提供する前のもの)となる。	削除	事後	新システム稼働に伴う変更。 重要な変更にあたらない。
令和7年1月17日	II しきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 — 情報照会者 厚生労働大臣 事務 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第1条	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 二 情報照会者 全国健康保険協会 事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第2条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 二 情報照会者 全国健康保険協会 事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第四条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 二 情報照会者 全国健康保険協会 事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 第2条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 二 情報照会者 全国健康保険協会 事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの 情報提供者 健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第四条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 三 情報照会者 健康保険組合 事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第3条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 三 情報照会者 健康保険組合 事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 三 情報照会者 健康保険組合 事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 第3条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 三 情報照会者 健康保険組合 事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの 情報提供者 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第五条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 四 情報照会者 厚生労働大臣 事務 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第4条	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 五 情報照会者 全国健康保険協会 事務 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 第5条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 六 情報照会者 全国健康保険協会 事務 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの 情報提供者 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第八条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 六 情報照会者 全国健康保険協会 事務 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの ※ 第6条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 七 情報照会者 全国健康保険協会 事務 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて第九条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であつて第九条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 八 情報照会者 都道府県知事 事務 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの ※ 第7条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 十一 情報照会者 都道府県知事 事務 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて第十三条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であつて第十三条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 十一 情報照会者 市町村長 事務 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第10条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 十五 情報照会者 市町村長 事務 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第十七条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 十七 情報照会者 市町村長 事務 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 第12条の3	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 二十二 情報照会者 都道府県知事 事務 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 第15条	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 二十六 情報照会者 都道府県知事 事務 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第19条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 四十二 情報照会者 都道府県知事 事務 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第四十四条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 三十 情報照会者 社会福祉協議会 事務 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 一	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 三十三 情報照会者 日本私立学校振興・共済事業団 事務 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第22条の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 五十六 情報照会者 日本私立学校振興・共済事業団 事務 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第五十八条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 三十九 情報照会者 国家公務員共済組合 事務 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第24条の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 六十五 情報照会者 国家公務員共済組合 事務 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 四十二 情報照会者 市町村長又は国民健康保険組合 事務 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第25条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 六十九 情報照会者 市町村長又は国民健康保険組合 事務 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 四十三 情報照会者 市町村長又は国民健康保険組合 事務 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 第25条の2	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 四十六 情報照会者 厚生労働大臣又は共済組合等 事務 国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 一	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 五十六の二 情報照会者 市町村長 事務 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第30条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 八十 情報照会者 市町村長 事務 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第八十二条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 五十八 情報照会者 地方公務員共済組合 事務 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第31条の2の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 八十三 情報照会者 地方公務員共済組合 事務 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 六十一 情報照会者 市町村長 事務 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第32条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 八十六 情報照会者 市町村長 事務 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 六十二 情報照会者 市町村長 事務 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第33条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 八十七 情報照会者 市町村長 事務 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 八十 情報照会者 後期高齢者医療広域連合 事務 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第43条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 百十五 情報照会者 後期高齢者医療広域連合 事務 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 八十一 情報照会者 後期高齢者医療広域連合 事務 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 第43条の2	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 八十三 情報照会者 厚生労働大臣又は共済組合等 事務 高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 高齢者の医療の確保に関する法律第一百条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 一	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 八十七 情報照会者 都道府県知事等 事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第44条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 百二十五 情報照会者 都道府県知事等 事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第百二十七条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 八十八 情報照会者 厚生労働大臣 事務 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 一	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 九十 情報照会者 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 事務 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第44条の4</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 百二十八 情報照会者 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 事務 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百三十条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの 削除</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 九十四 情報照会者 市町村長 事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第47条</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 百三十一 情報照会者 市町村長 事務 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの 情報提供者 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百三十三条で定めるもの 削除</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 九十五 情報照会者 厚生労働大臣又は共済組合等 事務 介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 一</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 百三十二 情報照会者 市町村長 事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの 削除</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 九十七 情報照会者 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 事務 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 第49条</p>	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 百六 情報照会者 独立行政法人日本学生支援機構 事務 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 第53条</p>	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 百八 情報照会者 都道府県知事又は市町村長 事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第55条</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 百四十四 情報照会者 都道府県知事又は市町村長 事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業お実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第百四十六条で定めるもの 削除</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 百九 情報照会者 都道府県知事又は市町村長 事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 第55条の2	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 百二十 情報照会者 都道府県知事 事務 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 第59条の3	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠	新規	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 百六十一 情報照会者 都道府県知事等 事務 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の 措置について」に基づく外国人であって生活に 困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴 収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務 に関する事務であって第百六十三条で定めるも の 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第百六十 三条で定めるもの	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠 情報照会の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報照会の 根拠 項番 九十三 情報照会者 市町村長 事務 介護保険法による保険給付の支給又は地域 支援事業の実施に関する事務であって主務 省 令で定めるもの 情報提供者 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 特定個人情報 医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの ※ 第46条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報照会の根拠 項番 百三十一 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 介護保険法による保険給付の支給又は地域 支援事業の実施に関する事務であって第百三 十三条で定めるもの 情報提供者 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 利用特定個人情報 医療保険給付関係情報であって第百三十三 条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠 情報照会の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第2 情報照会の根拠</p> <p>項番 九十三</p> <p>情報照会者 市町村長</p> <p>事務 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>情報提供者 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p> <p>特定個人情報 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>※ 第46条</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報照会の根拠</p> <p>項番 百三十一</p> <p>情報照会者 市町村長</p> <p>特定個人番号利用事務 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの</p> <p>情報提供者 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p> <p>利用特定個人情報 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百三十三条で定めるもの</p> <p>削除</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠 情報照会の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第2 情報照会の根拠</p> <p>項番 九十四</p> <p>情報照会者 市町村長</p> <p>事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>情報提供者 都道府県知事等</p> <p>特定個人情報 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>※ 第47条</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報照会の根拠</p> <p>項番 百三十二</p> <p>情報照会者 市町村長</p> <p>特定個人番号利用事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの</p> <p>情報提供者 都道府県知事等</p> <p>利用特定個人情報 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの</p> <p>削除</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠 情報照会の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報照会の根拠 項番 九十四 情報照会者 市町村長 事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報照会の根拠 項番 百三十二 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠 情報照会の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報照会の根拠 項番 九十四 情報照会者 市町村長 事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 特定個人情報 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第47条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報照会の根拠 項番 百三十二 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの 情報提供者 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 利用特定個人情報 年金給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	(別紙)法令上の根拠 情報照会の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報照会の根拠 項番 九十四 情報照会者 市町村長 事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 内閣総理大臣 特定個人情報 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 第47条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報照会の根拠 項番 百三十二 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの 情報提供者 内閣総理大臣 利用特定個人情報 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十四条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の68項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	番号法第9条第1項 別表の100項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 別紙のとおり、及び番号法第19条第9号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 別紙のとおり、及び番号法第19条第9号	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容</p>	<p>介護保険給付サービス費の「審査支払業務」「共同処理業務」「第三者求償事務」</p> <p>※特定個人情報「共同処理業務」についてのみ使用する。 介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費について、当市は国保連合会に対して、個人番号を利用した被保険者向け勧奨通知作成の事務を委託する。 また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第76条の2に基づき支給する高額障害福祉サービス等給付費について、当市は国保連合会に対して、個人番号を利用した障害者総合支援法にもとづくサービス受給者に係る介護保険利用者負担額の情報提供事務を委託する。 なお、当該委託業務において個人番号を利用することは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条第1項第3号において、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務と整理され、第60条第7号において自立支援給付の支給に関する事務と整理されているため妥当である。</p>	<p>介護保険給付サービス費の「審査支払業務」「共同処理業務」「第三者求償事務」</p> <p>※特定個人情報「共同処理業務」についてのみ使用する。 介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費について、当市は国保連合会に対して、個人番号を利用した被保険者向け勧奨通知作成の事務を委託する。 また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第76条の2に基づき支給する高額障害福祉サービス等給付費について、当市は国保連合会に対して、個人番号を利用した障害者総合支援法にもとづくサービス受給者に係る介護保険利用者負担額の情報提供事務を委託する。 なお、当該委託業務において個人番号を利用することは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第50条第1項第3号において、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務と整理され、第60条第7号において自立支援給付の支給に関する事務と整理されているため妥当である。</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無</p>	(34)件	(21)件	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	厚生労働大臣 ①番号法第19条第8号 別表第2の1の項 健康保険法第5条第2項 主務省令 ②厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務 ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	全国健康保険協会 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項 ②健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	全国健康保険協会 ①番号法第19条第8号 別表第2の2の項 健康保険法 主務省令 ②保険給付の支給に関する事務 ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤保険給付支給関係対象者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	健康保険組合 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項 ②健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	健康保険組合 ①番号法第19条第8号 別表第2の3の項 健康保険法 主務省令 ②保険給付の支給に関する事務 ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤保険給付支給関係対象者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	全国健康保険協会 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表6の項 ②船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先4</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>②提供先における用途</p> <p>③提供する情報</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>厚生労働大臣</p> <p>①番号法第19条第8号 別表第2の4の項 船員保険法第4条第2項 主務省令</p> <p>②厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務</p> <p>③介護保険給付等関係情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤厚生労働大臣が行うこととされた船員保険関係対象者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	<p>全国健康保険協会</p> <p>①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項</p> <p>②</p> <p>③介護保険給付等関係情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤介護保険被保険者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先5</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>②提供先における用途</p> <p>③提供する情報</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>全国健康保険協会</p> <p>①番号法第19条第8号 別表第2の6の項 ①船員保険法又は②平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法 主務省令</p> <p>②保険給付の支給に関する事務</p> <p>③介護保険給付等関係情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤保険給付の支給関係対象者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	<p>都道府県知事</p> <p>①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項</p> <p>②児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて第十三条で定めるもの</p> <p>③介護保険給付等関係情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤介護保険被保険者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	都道府県知事 ①番号法第19条第8号 別表第2の22の項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 主務省令 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務 ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第三十条の二に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	市町村長 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項 ②児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	都道府県知事等 ①番号法第19条第8号 別表第2の26の項 生活保護法 主務省令 ②保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務 ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤保護の決定及び実施又は徴収金の徴収関係対象者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	都道府県知事 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 ②生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先8 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	社会福祉協議会 ①番号法第19条第8号 別表第2の30の項 社会福祉法 主務省令(未定) ②生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務 ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施関係対象者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	日本私立学校振興・共済事業団 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表56の項 ②私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先9 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	日本私立学校振興・共済事業団 ①番号法第19条第8号 別表第2の33の項 私立学校教職員共済法 主務省令 ②短期給付の支給に関する事務 ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤短期給付の支給関係対象者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	国家公務員共済組合 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項 ②国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	国家公務員共済組合 ①番号法第19条第8号 別表第2の39の項 国家公務員共済組合法 主務省令 ②短期給付の支給に関する事務 ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤短期給付の支給関係対象者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	市町村長又は国民健康保険組合 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項 ②国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	市町村長又は国民健康保険組合 ①番号法第19条第8号 別表第2の42の項 国民健康保険法 主務省令 ②保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤保険給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	市町村長 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項 ②災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	市町村長又は国民健康保険組合 ①番号法第19条第8号 別表第2の43の項 国民健康保険法 主務省令 ②国民健康保険法に規定する他の法令による給付の支給に関する事務 ③国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者 ⑥- ⑦照会を受けたら都度	地方公務員共済組合 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項 ②地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先13 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	厚生労働大臣又は共済組合等 ①番号法第19条第8号 別表第2の46の項 国民健康保険法 主務省令 ②特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務 ③国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入関係対象者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	市町村長 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項 ②老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	市町村長 ①番号法第19条第8号 別表第2の56の2の項 災害対策基本法 主務省令 ②被災者台帳の作成に関する事務 ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤被災者台帳の関係対象者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	市町村長 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項 ②老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	地方公務員共済組合 ①番号法第19条第8号 別表第2の58の項 地方公務員等共済組合法 主務省令 ②短期給付の支給に関する事務 ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤短期給付の支給関係対象者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	後期高齢者医療広域連合 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 ②高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第一百七条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先16 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	市町村長 ①番号法第19条第8号 別表第2の61の項 老人福祉法 主務省令 ②福祉の措置に関する事務 ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤福祉の措置に関する対象者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	都道府県知事等 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先17 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	市町村長 ①番号法第19条第8号 別表第2の62の項 老人福祉法 主務省令 ②費用の徴収に関する事務 ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤費用の徴収に関する対象者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表128の項 ②原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百三十条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	後期高齢者医療広域連合 ①番号法第19条第8号 別表第2の80の項 高齢者の医療の確保に関する法律 主務省令 ②後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	市町村長 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項 ②介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先19</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>②提供先における用途</p> <p>③提供する情報</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>後期高齢者医療広域連合</p> <p>①番号法第19条第8号 別表第2の81の項 高齢者の医療の確保に関する法律 主務省令</p> <p>②高齢者の医療の確保に関する法律による給付の支給に関する事務</p> <p>③高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤介護保険被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	<p>市町村長</p> <p>①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項</p> <p>②介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの</p> <p>③介護保険給付等関係情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤介護保険被保険者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先20</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>②提供先における用途</p> <p>③提供する情報</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>厚生労働大臣又は共済組合等</p> <p>①番号法第19条第8号 別表第2の83の項 高齢者の医療の確保に関する法律 主務省令</p> <p>②特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務</p> <p>③高齢者の医療の確保に関する法律第一百条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入対象者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	<p>都道府県知事又は市町村長</p> <p>①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項</p> <p>②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの</p> <p>③介護保険給付等関係情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤介護保険被保険者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先21</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>②提供先における用途</p> <p>③提供する情報</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>都道府県知事等</p> <p>①番号法第19条第8号 別表第2の87の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 主務省令</p> <p>②中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務</p> <p>③介護保険給付等関係情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤中国残留邦人等支援給付等の支給関係対象者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	<p>都道府県知事等</p> <p>①号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項</p> <p>②「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの</p> <p>③介護保険給付等関係情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤介護保険被保険者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先22</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>②提供先における用途</p> <p>③提供する情報</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>厚生労働大臣</p> <p>①番号法第19条第8号 別表第2の88の項 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律 主務省令</p> <p>②原子爆弾被害者に対する援護に関する法律 による一般疾病医療費の支給に関する事務</p> <p>③原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第十八条第一項ただし書に規定する他の法令 による医療に関する給付の支給に関する情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤介護保険被保険者であって、関係事務の実 施に必要な情報を所有する者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先23</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>②提供先における用途</p> <p>③提供する情報</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p> <p>①番号法第19条第8号 別表第2の90の項 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 主務省令(未定)</p> <p>②介護手当の支給に関する事務</p> <p>③介護保険給付等関係情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤介護手当の支給関係対象者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先24</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>②提供先における用途</p> <p>③提供する情報</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>市町村長</p> <p>①番号法第19条第8号 別表第2の94の項 介護保険法 主務省令</p> <p>②保険給付の支給、地域支援事業の実施又は 保険料の徴収に関する事務</p> <p>③介護保険給付等関係情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤保険給付の支給、地域支援事業の実施又は 保険料の徴収関係対象者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	厚生労働大臣又は共済組合等 ①番号法第19条第8号 別表第2の95の項 介護保険法 主務省令 ②特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務 ③介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入関係対象者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先26 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	都道府県知事又は保健所を設置する市の長 ①番号法第19条第8号 別表第2の97の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 主務省令 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務 ③感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先27 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	都道府県知事又は市町村長 ①番号法第19条第8号 別表第2の109の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 主務省令 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務 ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先28 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	都道府県知事 ①番号法第19条第8号 別表第2の120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 主務省令 ②難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 ③難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入関係対象者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先29 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	全国健康保険協会 ①番号法第19条第8号 別表第2の5の項 船員保険法 主務省令 ②船員保険法による保険給付の支給に関する事務 ③船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先30 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	都道府県知事 ①番号法第19条第8号 別表第2の8の項 児童福祉法 主務省令 ②児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先31</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>②提供先における用途</p> <p>③提供する情報</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>市町村長</p> <p>①番号法第19条第8号 別表第2の11の項 児童福祉法 主務省令</p> <p>②児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務</p> <p>③介護保険給付等関係情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤介護保険被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先32</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>②提供先における用途</p> <p>③提供する情報</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>市町村長</p> <p>①番号法第19条第8号 別表第2の17の項 予防接種法 主務省令</p> <p>②予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務</p> <p>③医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤介護保険被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先33</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>②提供先における用途</p> <p>③提供する情報</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構</p> <p>①番号法第19条第8号 別表第2の106の項 独立行政法人日本学生支援機構法 主務省令</p> <p>②独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務</p> <p>③医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報</p> <p>④1万人以上10万人未満</p> <p>⑤介護保険被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦照会を受けたら都度</p>	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先34 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	都道府県知事又は市町村長 ①番号法第19条第8号 別表第2の108項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 主務省令 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ③介護保険給付等関係情報 ④1万人以上10万人未満 ⑤介護保険被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため